

第5回池田市総合計画審議会 次第

令和4年4月19日（火）午後3時～
池田市役所3階議会会議室

1. 開 会

2. 案 件

(1) 第7次池田市総合計画（案）について

(2) 答申

(3) その他

3. 閉 会

(配布資料)

- ・資料1 第5回池田市総合計画審議会 出席者名簿
- ・資料2 第7次池田市総合計画（案）
- ・資料3 第7次池田市総合計画答申書（案）

第5回池田市総合計画審議会 参加者一覧

【総合計画審議会委員】

No.	名前	フリガナ	第5回(4/19)
1	中川 幾郎	ナカガワ イクオ	○
2	高野 恵亮	タカノ ケイスケ	欠席
3	若本 和仁	ワカモト カズヒト	○
4	渋川 修二	シブカワ シュウジ	欠席
5	門屋 正三	カドヤ ショウゾウ	○
6	北川 淳也	キタガワ ジュンヤ	○
7	清水 直樹	シミズ ナオキ	欠席
8	喜多村 航己	キタムラ コウキ	○
9	大島 博文	オオシマ ヒロフミ	○
10	近藤 誠司	コンドウ セイジ	欠席
11	栗田 拓	クリタ タク	欠席
12	庄田 佳保里	ショウダ カオリ	○
13	岡本 厚	オカモト アツシ	欠席
14	多田 幸希	タダ サツキ	○
15	板谷 実	イタヤ ミノル	欠席
16	グレンチェール 亜子	グレンチェール アコ	○
17	荒木 正太	アラキ ショウタ	○
18	吉田 三莉	ヨシダ ミリ	欠席
19	池上 益世	イケガミ マスヨ	○
20	眞田 巧	サナダ タクミ	欠席
21	田和 正裕	タワ マサヒロ	○
22	茂籠 知美	モロ トモミ	○
23	金子 丈雄	カネコ タケオ	○
24	林 陽	ハヤシ ヨウ	欠席
25	浅田 圭佑	アサダ ケイスケ	○
26	畑中 蒼	ハタナカ ソウ	欠席
27	岡田 正文	オカダ マサフミ	○
28	石田 健二	イシダ ケンジ	○
29	田淵 和明	タブチ カズアキ	○

【事務局】

所属	役職	名前
総合政策部	部長	水越 英樹
SDGs 政策企画課	課長	岩下 晋平
	副主幹	藤本 有希
	主任主事	小松 健太
	主任主事	川本 有亮
	主事	田籠 祐樹

第 7 次池田市総合計画 (案)

- ・用語の解説をはじめとする各種資料については、別途資料編を作成します。
- ・各種データの引用箇所は、計画の決定時点における最新のものに更新を行います。

目次

基本構想	1
第1部 序論	1
1. はじめに	1
1. 1 策定の趣旨	1
1. 2 計画の位置付け	2
1. 3 計画の構成	2
1. 4 計画の期間	3
2. 池田市を取り巻く状況	4
2. 1 社会の動向	4
2. 2 池田市の現状	6
第2部 基本構想	8
1. まちの将来像	8
1. 1 めざすまちの将来像	8
1. 2 人口の目標	10
1. 3 財政の目標	11
1. 4 土地利用の方針	11
2. 施策の方針	12
2. 1 まちの将来像の実現に向けた基本的な考え方	12
2. 2 施策の柱	12
2. 3 まちづくりの進め方	14

前期基本計画	1 5
1. はじめに	1 5
1. 1 前期基本計画の策定にあたって	1 5
1. 2 前期基本計画の施策体系と関連する SDGs のゴール ...	1 6
2. 施策の展開	1 7
2. 1 施策の見方	1 7
2. 2 施策ごとの取組	1 8
(1) 価値を高め発信するまちづくり	1 8
(2) 子どもと大人の未来を育てるまちづくり	2 3
(3) いきいきと暮らし続けられるまちづくり	2 8
(4) 快適さを実感できる安全・安心なまちづくり	3 3
3. 計画の推進	3 8
3. 1 まちづくりの進め方	3 8
(1) SDGs の推進	3 8
(2) みんなで取り組むまちづくり	3 9
(3) 持続可能な都市経営	4 0
3. 2 評価に基づく進行管理	4 2
3. 3 施策の重点化	4 3

基本構想

第 1 部 序論

1. はじめに

1. 1 策定の趣旨

総合計画とは、本市が「住みやすい」、「住んでみたい」、「住んでよかった」と感じられるまちであり続けるために、めざすべき中長期的な将来像を描き、その将来像を実現するためのまちづくりの基本的な目標や必要となる施策を明らかにすることを目的とする計画です。

本市では、地方自治法の規定により、市区町村に対して基本構想の策定が義務付けられていたことから、1970年に第1次の総合計画を策定して以来、総合計画に沿ったまちづくりを進めています。

2011年の改正地方自治法の施行により、この規定は廃止されましたが、本市では、市の最高規範である「池田市みんなでつくるまちの基本条例」において、「執行機関等は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない。」と規定しており、2011年度から始まった第6次総合計画においても、その姿勢は変わっていません。

そして、これまで進めてきた第6次総合計画が2022年度に目標年度を迎え、また、時代の変化に伴う人々のライフスタイルや価値観の多様化とともに、少子高齢化と人口減少の進行、そして頻発する激しい自然災害や新型コロナウイルス感染症などの諸課題が生じており、持続可能で強靱な社会の実現が求められています。

このようななか、本市がめざすまちの将来像を描き、その実現のための市政運営の指針を示すために、ここに第7次総合計画を策定します。

1. 2 計画の位置付け

この計画は、本市の将来を展望した総合的かつ計画的な都市経営の根幹をなす計画であり、関連計画や各分野の個別計画の策定、そして事業の実施にあたっての指針となるものです。

1. 3 計画の構成

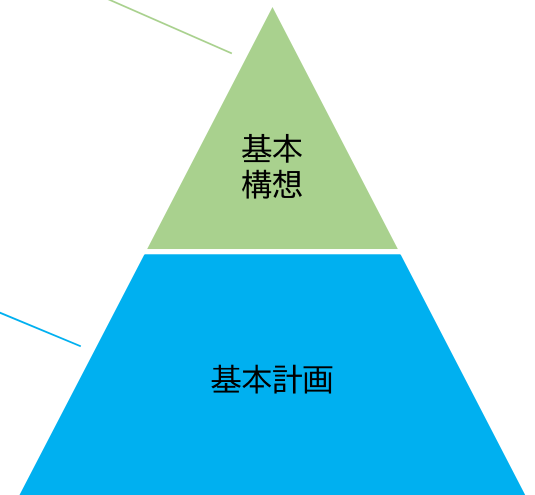
この計画は、次のように、基本構想と基本計画の2層で構成します。

■基本構想

本市のまちの将来像と、その将来像を実現するための施策の方向性を示すものです。

■基本計画

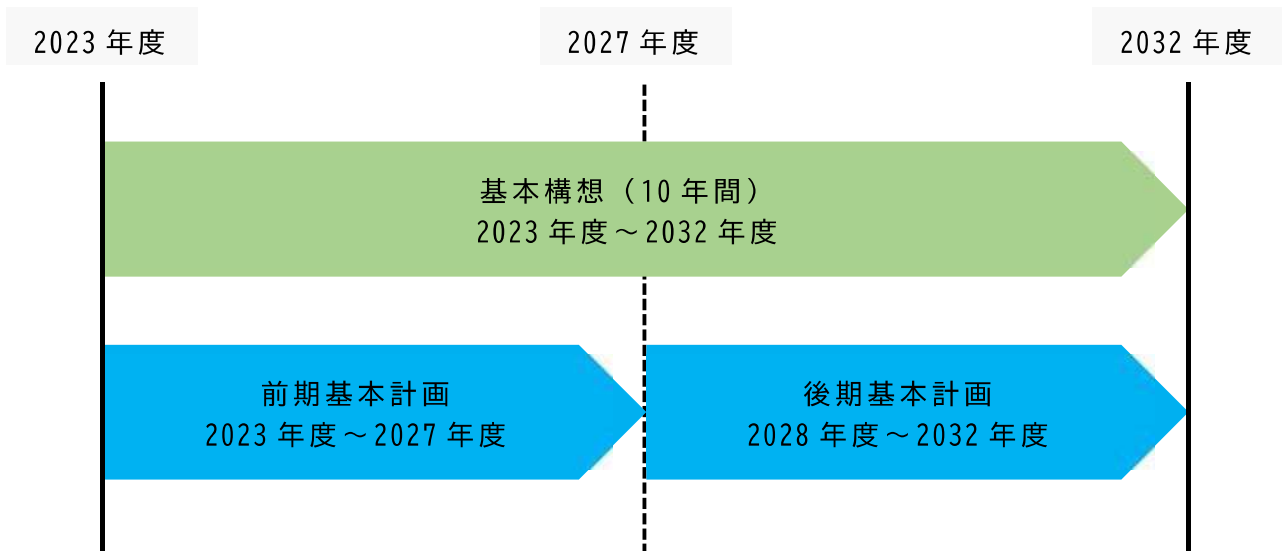
基本構想に示したまちの将来像の実現に向けて、体系別の施策を示すものです。



1. 4 計画の期間

基本構想の計画期間は 2023 年度から 2032 年度までの 10 年間です。そして、基本計画は前期と後期に分かれ、前期基本計画は 2023 年度から 2027 年度までの 5 年間、後期基本計画は 2028 年度から 2032 年度までの 5 年間とします。

また、計画期間中に、各施策の実効性を保つための諸条件に変化が生じた場合には、必要に応じて見直しや改訂を行います。



2. 池田市を取り巻く状況

2. 1 社会の動向

① 少子高齢化と人口減少の進行

日本の総人口は、2008年の1億2,808万人をピークに、2011年以降は減少を続けており、2053年には1億人を下回る予測です。

少子高齢化の進行が人口減少につながっており、これらに伴う働き手の減少は、日本全体や地方の経済を縮小させるおそれがあり、様々な社会的・経済的課題が生じるとされています。

② 「東京一極集中」の傾向から地方へのシフト

新型コロナウイルス感染症拡大の影響などにより、「地方暮らし」への関心が高まるなか、国も、「新たな日常」が実現される地方創生として、東京一極集中からの脱却を図る多核連携型の国づくりを進めており、2020年の夏には、長年続いた東京都への転入超過が転出超過に転じました。

③ 持続可能性への関心の高まり

2015年に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、世界的にますます持続可能性が重要視されるようになりました。

日本においても、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」が策定され、国や地方自治体、企業、市民などによってSDGsの達成に向けた取組が進められています。



④安全・安心がより重視される社会

頻発する激しい自然災害や特殊詐欺やサイバー犯罪といった多様化する犯罪などにより、生活における不安が拡大し、また、新型コロナウイルス感染症の拡大も、経済や暮らしに大きな影響を与えているなか、これまで以上に安全・安心で、あらゆる危機に的確に対応できる強靱な社会の実現が求められています。

このような危機に対応するためには、新しい暮らし方、働き方、そしてそれらに対応する社会環境の整備が必要であり、そのためには、先端技術を活用するほか、同時に環境問題への取組を進めることが求められています。

⑤ライフスタイルや価値観の多様化

経済的豊かさだけでなく、心の豊かさや自分らしさを重視するライフスタイルにも注目が集まっています。

そうしたなかで、一人ひとりが、仕事と育児や介護といった家庭生活との両立など、個々の事情に対応する多様な生き方を選べ、より良い将来の展望をもてる社会の実現が求められています。

さらに、もの、サービス、場所などを自分で所有するのではなく、多くの人と共有し、交換して利用するシェアリングエコノミーが広がりをみせています。

⑥先端技術の進展と活用

AI やビッグデータといった ICT の社会への浸透により、経済・社会のデジタル化が進んでいます。今後、5G の普及などにより、この流れはさらに加速するとされています。

こうした先端技術を使って社会課題を解決しようとする Society5.0 に向けた取組も進んでいます。

⑦自治体に求められる役割の変化

今後、生産年齢人口の減少に伴う職員不足が予想されるなか、自治体は、AI やロボティクスといった ICT を活用することで機能を維持するスマート自治体への転換や行政サービスの提供主体だけでなく、「公・共・私」の協力関係を構築する「プラットフォーム・ビルダー」としての役割などが求められています。

2. 2 池田市の現状

■まちの特徴

①交通の利便性

大阪都心と鉄道などで結ばれ、大阪国際空港や高速道路など広域交通の結節点となっています。

②起業文化

本市で創業、発展するなど、ゆかりのある企業が多く、現在も様々な事業が行われ、まちの発展に影響を与えています。

③豊かな自然環境

猪名川などの河川が流れ、北部には五月山や農地が広がっており、自然環境に恵まれています。

④教育・研究機関や企業などとの連携

多様な大学や企業などと連携し、外部の知見や技術を活用したまちづくりを進めています。

⑤良好な住宅地と歴史文化資源

全国初の郊外型分譲住宅が開発されるなど、良好な住宅地が形成され、また、美術や落語などの豊かな歴史文化が育まれています。

⑥市民によるまちづくり

市民が自主的・自律的に活動することで地域内の共通課題の解決を図り、市へ提案を行うなど、協働してまちづくりを進めています。

⑦豊かで特色ある教育環境

「教育日本一」をめざす特色ある教育を進めているほか、市内には幼・小・中・義務教育学校をはじめ、高等学校や研究機関などが立地しています。

⑧日本の典型的な都市

コンパクトな市域に森林、農地、住宅地が隣接するなど、日本における多くの都市と共通する特徴をもつ典型的な都市です。

■おもな現状と動向

①生産年齢人口の減少と高齢化の進行

1975年以降、10万人余りで横ばい傾向であった人口が、2010年から減少に転じています。

生産年齢人口が減少し、2015年に人口の約60%となっている一方、老年人口は増加し、2015年に25%超となっています。

②「住みやすい都市」と「住みたい都市」のギャップ

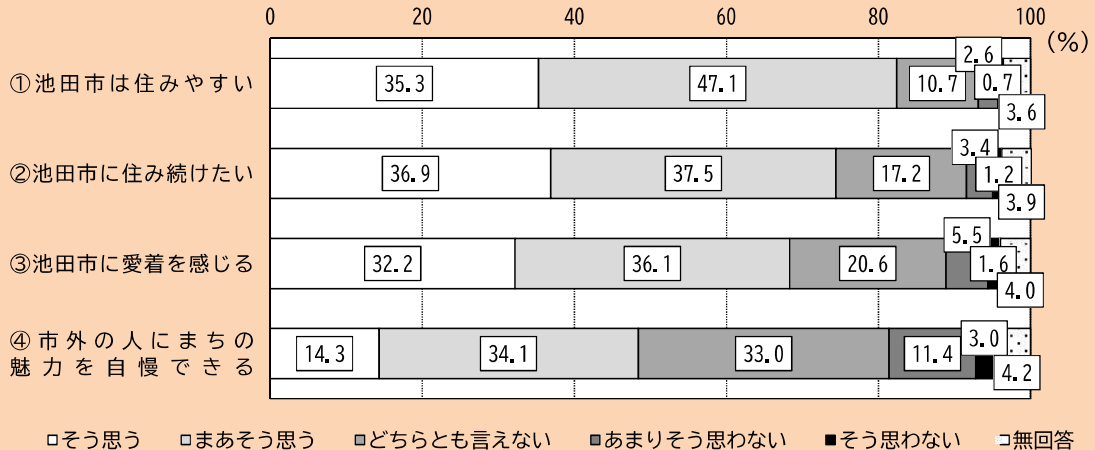
民間の調査機関による「住みよさランキング」での本市の順位と比較して、「住みたい自治体」の順位は高くありません。

実際の住みやすさに、イメージが追い付いていない可能性があります。

■市民の意識・意向

①池田市の住みやすさなどについて

18才以上の市民を対象とした意識調査の結果では、本市は住みやすい、住み続けたいと感じている人は多いですが、市外の人にまちの魅力を自慢できる人は比較的少ないです。



また、市立中学校の生徒を対象とした意識調査の結果では、定住の意向は定まっていない人が多いものの、18才以上の市民と同様に、本市が好きだ、住みやすい、と感じている人が多いです。

②これから約10年間の重要性から見た施策

これから約10年間の重要性が高い施策として、防災、消防・救急、地域医療、医療保険、子育て、学校教育などが選ばれています。

③移住促進のために市外に発信すべきイメージ

「教育のまち」や「自然やみどりが豊かなまち」をアピールすべきという意見が多くなっています。

④意識・意向における地域の特徴

池田市のイメージやまちづくりの評価、今後の方向性に関する意識や意向は、地域ごとに大きく異なります。

③公共施設等の老朽化と空き家の増加

多くの公共施設等が更新時期を迎え、更新費用は大きな財政負担になることから、公共施設等の在り方は、今後の課題です。

また、空き家の数が近年増える傾向にあり、その対策が課題になっています。

④高まり続ける財政需要

社会保障関係経費が増加しており、高齢化の進行や子育て支援施策の充実により、今後も増加傾向が続くことが見込まれます。

市税は、一般会計歳入の45%程度を占める重要な財源であり、生産年齢人口や企業の維持・増加が課題になっています。

第2部 基本構想

1. まちの将来像

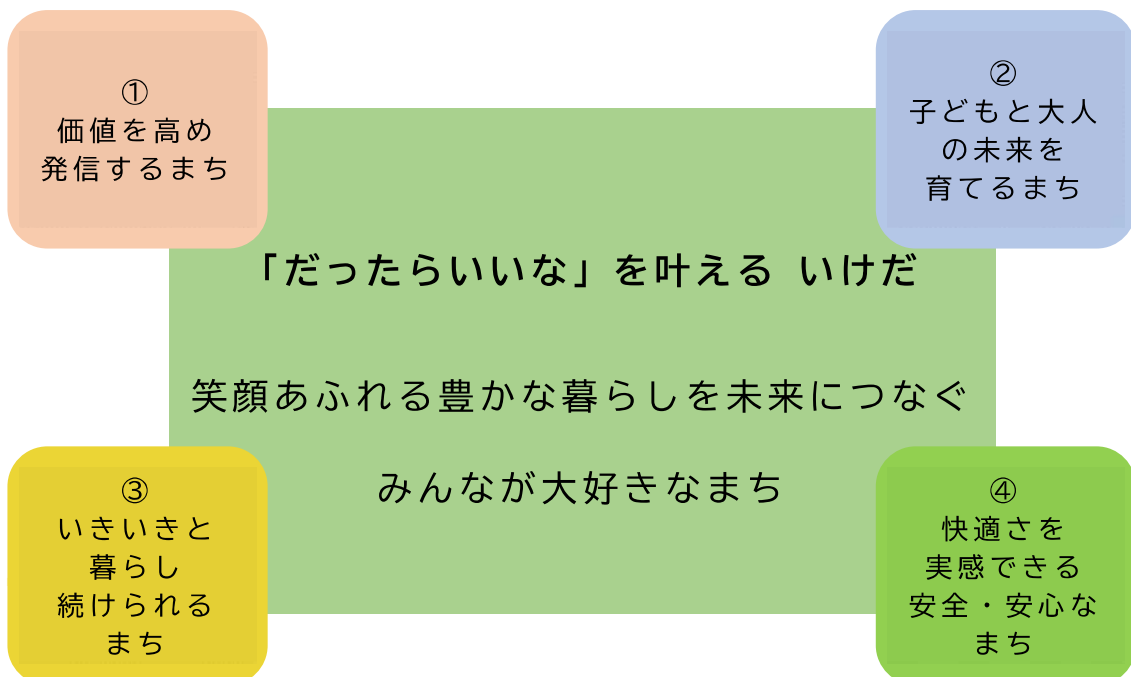
1. 1 めざすまちの将来像

少子高齢化や人口減少の進行に伴う都市活力の低下が懸念され、また、財政状況についても楽観できない状況にあります。

このような状況に対応していくためにも、SDGsのさらなる推進とともに、本市の豊かな自然環境や教育環境などの多様な魅力をいかし、本市に関わるあらゆる人々の笑顔と活気があふれるまちづくりを進めます。

そして、めざすまちの将来像としては、**笑顔あふれる豊かな暮らしを未来につなぐ みんなが大好きなまち**を想定します。

さらに、市民のまちへの愛着を深めるとともに、まちづくりへの多様な想いを叶えることで、まちの価値の持続的な向上につなげることをめざして、この将来像のキャッチフレーズを「**だったらいいな**」を叶える **いけだ**とし、これの実現に向けた目標として、4つのまちの将来イメージを設定します。



①
価値を高め
発信するまち

豊かな自然環境や地域の特性、そして特色ある産業などのまちの魅力を磨き上げ、池田市らしさが多くの人から発信されている。

住みやすさが向上し、まちに対する市民の愛着が深まり、継続的に訪れるファンが増加している。

②
子どもと大人
の未来を
育てるまち

安心して子どもを生き育てられる環境が整っており、子どもが地域で見守られながら健やかに成長している。

子育てや教育環境、そして生涯学習やスポーツの環境が整えられ、子どもも大人も生活に楽しみを感じ、未来に希望をもっている。

③
いきいきと
暮らし
続けられる
まち

みんなが健康に、いきがいをもって暮らし、多様な価値観や考え方を互いに認め合い、住み慣れた地域で、心豊かに生活している。

健康や福祉、医療などのセーフティネットが整うとともに、地域でお互いに支え合い、人々の個性が輝いている。

④
快適さを
実感できる
安全・安心な
まち

市民が快適で便利に暮らせる基盤として、住環境、公共交通、上下水道などが整い、安全・安心で持続可能なまちづくりが実践されている。

自然災害などの危機に対しても、市民、事業者、行政それぞれが日頃から十分に備え、非常時には協働して対応している。

1. 2 人口の目標

(1) 定住人口

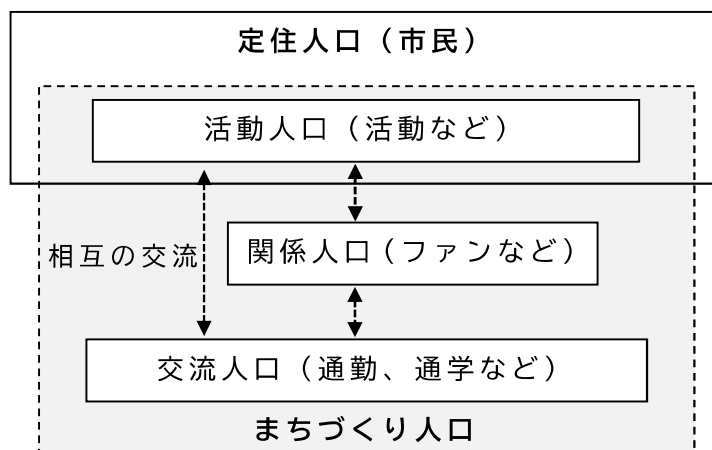
本市の人口は 2022 年 1 月 31 日時点で 103,321 人ですが、国立社会保障・人口問題研究所による推計では、2032 年には 96,256 人にまで減少する予測となっています。人口減少が進むと、都市活力が弱まるとともに税収も減り、本市の財政事情はより厳しくなります。

これに対応するため、市民の健康長寿の維持・向上や少子化対策に取り組むとともに、市外からの移住を促進し、この結果として、2032 年度に 10 万人の定住人口を維持することをめざします。

(2) まちづくり人口

都市活力を維持し、さらに向上させるには、地域の活動なども重要であり、こうした活動に参加する住民を「活動人口」と呼びます。また、住民以外で、通勤、通学、観光などで本市を訪れる人も、都市活力の源であり、こうした来訪者を「交流人口」、そして、住民や交流人口以外で、地域や住民と継続的に関わる、本市のファンやサポーターのような人々を「関係人口」と呼びます。

これらの「活動人口」、「交流人口」、「関係人口」をまとめて、ここでは「まちづくり人口」と呼び、そのまちづくり人口の拡大や相互の交流により、都市活力がさらに向上するとともに、定住人口の増加にもつながっていくことをめざします。



1. 3 財政の目標

少子高齢化などの影響による社会保障関係経費の増加や老朽化した公共施設等の更新経費の増加など、財政需要の増大が見込まれる一方で、生産年齢人口の減少により、市税収入の増加も見込めないことから、今後の財政状況は非常に厳しいものとなることが予測されます。

このため、将来世代へ負担を先送りしないよう、効率的な行政サービスの提供に努めるとともに、定住人口の維持と転入促進や産業振興を通じた市税等の増収を図り、健全かつ持続可能な財政運営の実現をめざします。

1. 4 土地利用の方針

次のような土地利用により、まちの将来像の達成に向けてまちづくりを進めます。

- ①五月山のみどり、猪名川、余野川などの清流によって形づくられた、都市的土地利用と農業的土地利用がバランスよく共存するまちをめざします。
- ②大阪都心の近郊に位置する高い利便性、自然環境が身近な快適な生活環境をはじめ、鉄道駅周辺に商業・業務機能が集積しているといった本市の特性をいかし、便利で、快適で、暮らしやすいコンパクトなまちをめざします。
- ③災害に備えた安全・安心なまちづくりを進めるとともに、豊かな自然環境や景観、歴史・文化などのほかにない資源をいかすことで、価値が向上するまちをめざします。

2. 施策の方針

2. 1 まちの将来像の実現に向けた基本的な考え方

この計画に基づく取組を推進することで、まちの将来像を実現し、将来世代にとっても「住みやすい」、「住んでみたい」、「住んでよかった」と感じられるまちをめざします。

そのために、この計画期間中に取り組むべきまちづくりの方針として、まちの将来イメージに沿った施策の柱と、すべての施策において意識すべき「まちづくりの進め方」を設定します。そして、基本計画では、これらの方針に沿って、前期と後期のそれぞれ5年間の計画期間において、行政と市民がそれぞれ果たすべき具体的な役割を明らかにします。

2. 2 施策の柱

まちの将来像の実現に向け、取り組むべき施策を明らかにするために、4つの将来イメージに即して次の4本の施策の柱を設定します。

1 価値を高め、発信するまちづくり

豊かな自然環境や景観、歴史・文化、そして市内に点在する多様な資源を継承・活用し、新しいまちの価値として創造し、それを市内外に発信することで、市民のまちに対する愛着を醸成するとともに、「まちづくり人口」の増加と、移住・定住の促進に取り組みます。

さらに、農園芸の振興や商工業の維持・成長の支援、そして起業の促進にも取り組み、地域経済の活性化を図るとともに、時代を先取りした事業の創出や未来の産業育成に挑戦します。

2 子どもと大人の未来を育てるまちづくり

子どもも大人も、住みやすさを実感し、市外の人も本市に住んでみたいと思える、未来に希望がもてるまちづくりを進めます。

また、安心して子どもを生き育てられるよう、妊娠から子育てまで切れ目のない支援を進めるとともに、まちの未来を担う子どもの豊かな人間性を育む教育を推進し、子どもの成長を地域社会で支え合います。

さらに、生涯学習・スポーツを通じて市民が交流し、いきがいをもって地域で活動できるよう支援します。

3 いきいきと暮らし続けられるまちづくり

少子高齢化が進むなか、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、健康や福祉、医療などのセーフティネットを整え、地域共生社会を実現します。

また、地域における支え合いの仕組みを充実させ、一人ひとりを尊重し、地域ぐるみで互いに支えあい、安心して暮らせる、心のかようまちづくりを推進します。

さらに、多様な価値観や考え方を互いに認め合いながら共に暮らすことのできる、人権が守られるまちの実現を図ります。

4 快適さを実感できる安全・安心なまちづくり

自助、共助の意識を高めることにより防災力・防犯力を高めるとともに、消防・救急救助体制の充実を図ることで、安全・安心に住み続けられるまちづくりを進めます。

また、住環境、道路・公共交通、上下水道などの適切な整備や維持管理を継続的に進めることで、暮らしの快適さをさらに向上させます。

2.3 まちづくりの進め方

4本の施策の柱に沿ったまちづくりを進めるにあたっては、次の3つを基本的な考え方とします。

1 SDGsの推進

世界や国の動向を踏まえ、本市でも、SDGsを基本構想における根底にある考え方として捉え、すべての施策に反映します。

また、SDGsの目標年次である2030年以降についても、その理念を継承し、発展させながら、時勢に応じた取組を進めます。

2 みんなで取り組むまちづくり

これからのまちづくりには、行政だけでなく市民、そしてNPO、地域団体、企業、教育・研究機関といった異なる立場それぞれの主体的な取組と、これらの多様な主体の協働が欠かせません。

そのため、各施策の推進においては、多様な主体がそれぞれの特性をいかした役割を果たし、お互いに協力して取り組みます。

3 持続可能な都市経営

多様化、複雑化する行政需要に対応するためには、長期的な視点をもちつつ、変化する状況に柔軟に対応できる市政運営が必要です。

そのために、先端技術などを積極的に活用するとともに、すべての施策を持続可能な都市経営の実現という観点から評価し、「選択と集中」を進めます。

前期基本計画

1. はじめに

1. 1 前期基本計画の策定にあたって

前期基本計画では、まちの将来像の実現に向け、2023年度から2027年度までの計画期間において次の4本の施策の柱の下に位置付ける施策と、各施策における主な取組の方針を明らかにするとともに、これらの全ての施策を通して意識すべきまちづくりの進め方を設定することで、まちづくりを推進します。

- (1) 価値を高め発信するまちづくり
- (2) 子どもと大人の未来を育てるまちづくり
- (3) いきいきと暮らし続けられるまちづくり
- (4) 快適さを実感できる安全・安心なまちづくり

1. 2 前期基本計画の施策体系と関連するSDGsのゴール

施策の柱	施策の名称	1 人種・民族 の平等	2 気候変動 への対応	3 健全な 生活	4 質の高い 教育	5 ジェンダー 平等	6 清潔な 水と衛生	7 エネルギー の安定供給	8 持続可能な 経済成長	9 産業と インフラ	10 人や国 ごとの 公平	11 持続可能な 都市と 地域	12 持続可能な 消費と 生産	13 気候変動 への対応	14 海の豊かさ を増やす	15 陸の豊かさ を増やす	16 公正で 平和な 社会	17 パートナー シップ
(1) 価値を高め発信するまちづくり	1 「環境共創」のまちづくり		○															
	2 地域特性をいかしたまちづくり				○													
	3 都市活力の維持と活性化				○													
	4 シティプロモーションの展開				○													
(2) 子どもと大人の未来を育てるまちづくり	1 子ども・子育て支援の充実	○		○	○	○												
	2 学校教育の充実	○		○	○	○												
	3 生涯学習の推進と郷土愛の醸成			○	○									○				
	4 文化・芸術・スポーツ活動の推進				○				○									
(3) いきいきと暮らし続けられるまちづくり	1 人権と多様性を尊重するまちづくり	○	○	○		○												
	2 高齢福祉の充実			○														
	3 障がい福祉の充実			○														
	4 保健・医療の充実			○														
(4) 快適さを実感できる安全・安心なまちづくり	1 「危機への備え」の充実	○	○	○													○	
	2 快適な住宅・住環境づくり						○											
	3 道路・公共交通の充実																	
	4 上下水道の充実	○		○														

2. 施策の展開

2.1 施策の見方

施策とそれを束ねる柱の名称です。

施策の柱の名称	(1) 価値を高め発信するまちづくり
施策の名称	1 「環境共創」のまちづくり
関連するSDGsのゴール	

施策に関連性の深いSDGsのゴールを掲載しています。

めざす姿

市民・事業者・行政が環境について共に学び、生物多様性が保たれた緑の都市環境、脱炭素・循環型で持続可能な社会環境を、共に創っている。

施策の推進によってめざす前期基本計画の最終年度（2027年度）のまちの姿を記載しています。

現状と課題

(環境学習の推進)

- 行政・事業者・地域団体・市民とのネットワークで地域資源を活用した環境学習のプログラム開発や実践の支援を進めているが、小中学生向けにとどまらず、更なる対象拡大が求められている。
- (みどりの環境づくり)
 - みどりの景観や環境保全の取組を進めているが、特に五月山については、市民レクリエーションの場としての機能も求められている。また、都市のみどりとして大きな役割を果たしている保存樹木・保存樹林については、所有者等の適正管理を促進する必要がある。
 - 伐採や再造林が適切に行われていない荒廃した山林が増えており、土砂崩れなどの災害を未然に防ぐ対策としての森林整備が求められる。
 - 自然環境の多様な機能を活かしながら、官民連携や分野横断型で地域の課題を計画的に解決していくグリーンインフラ事業を推進する必要がある。
 - 池田の自然に関心をもちもらうことを目的に「池田の自然派」を開催し、市内で生物調査、自然観察、五月山保全などに取り組む団体の活動紹介などを行っているが、生物多様性に関する実態を新たに把握する必要がある。

(脱炭素・循環型社会の推進)

- 国が「2050年カーボンニュートラル」を表明したことを踏まえ、本市としても、脱炭素社会を構築し、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロの実現に向けた取組を進める必要がある。
- ごみ焼却施設の更新に向け、広域化や焼却、そして建設地について検討する必要がある。また、焼却灰などの最終処分場の残余容量が少なくなっていることから、より一層、ごみ減量化の取組の推進が求められる。

施策に関する計画策定時点の本市をとりまく現状や課題について、主要なものを記載しています。

取組の方針

- 環境学習の推進
 - 身近な自然や社会への理解を深め、多様な視点から考えるとともに、地域へ主体的に関わり、自ら行動できる人づくりに向けて、子どもを中心にあらゆる世代や地域へ環境学習を波及させる取組を進める。
- みどりの環境づくり
 - 総合的な自然環境・景観の保全と緑化の推進による「みどりの都市環境づくり」を進める。
 - 人工林の整備や里山林の整備など計画的な森林整備を進める。
 - 五月山緑地を含む池田駅周辺を緑化重点地区と定め、五月山緑地などの公園緑地、街路樹、都市型水害への備えとしての雨水貯留・浸透施設の整備や民有地緑化などを計画に位置付け、官民連携によりグリーンインフラ整備を推進する。
 - 生物多様性に関する実態調査を継続的にを行いながら、生物の生息する豊かな環境を保全し、人や多様な生物種が共生・共存できる環境整備に努めるとともに、協働の取組のもとで、市内の自然環境や生物多様性について市民が学習できる機会をつくる。
- 脱炭素・循環型社会の推進
 - 2050年二酸化炭素実質排出量ゼロの実現に向け、審判にやさしい設備の設置及び購入費用に對して補助・助成を行うほか、市内公共施設等への再生可能エネルギー設備の導入を積極的に実施し、再生可能エネルギー由来の電力の使用についても検討する。
 - ごみの発生抑制と減量化、リユースと再資源化の、更なる普及啓発・推進を図り、ごみの効率的・効果的な収集・処理体制の整備を行う。
 - 3R推進センターにおいては、施設の認知度の向上や、地球温暖化防止・資源循環など審判に關しての普及啓発のためのイベントなどを開催する。
 - ごみ処理施設の効率的な維持管理に努めるとともに、関係機関との連携のもと、限りある最終処分場を長期的に活用するため、効率的なごみの中間処理を検討する。

市民の取組

- 講座やイベントなどの環境学習の機会に参加し、学んだことの実践や周りの人への普及に取り組み、地域緑化の活動に参加する。
- 日常生活における省エネルギーの実践や再生可能エネルギー設備の導入に取り組む。
- ごみの分別によるリサイクルの推進に努める。
- 食品ロスの削減や資源回収への参加等を通じて3Rに取り組む。

めざす姿の実現に向けて、市民一人ひとりが生活の中で取り組むことを記載しています。

2. 2 施策ごとの取組

(1) 価値を高め発信するまちづくり


柱を構成する施策

1. 「環境共創」のまちづくり …………… 19
2. 地域特性をいかしたまちづくり…………… 20
3. 都市活力の維持と活性化…………… 21
4. シティプロモーションの展開…………… 22

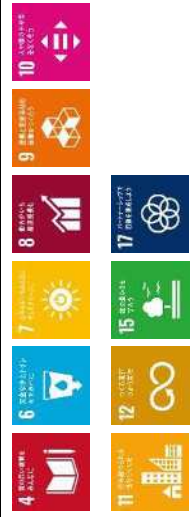
施策を考える主な背景

五月山や猪名川などの豊かな自然が、人とまちにうるおいをもたらしています。商工業がまちににぎわいと都市活力を生み出している一方で、細河地域を中心として営まれる農園芸は、後継者不足などの課題が顕在化しています。


また、市内に点在する魅力資源は、マイクロツーリズムや中広域での着地型観光を楽しむ人を誘引し、時代に適応した形で人々の交流を生み出していくことが期待されています。

施策の柱の名称	(1) 価値を高め発信するまちづくり
施策の名称	1 「環境共創」のまちづくり
関連するSDGsのゴール	
めざす姿	市民、事業者・地域団体・行政が環境について共に学び、生物多様性が保たれたみどりの都市環境、脱炭素・循環型で持続可能な社会環境を共に創っている。
現状と課題	<p>(環境学習の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者・地域団体・行政とのネットワークで地域資源を活用した環境学習のプログラム開発や実践の支援を進めています。小中学生向けにとまらず、さらなる対象拡大が求められています。 <p>(みどりの環境づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> みどりの景観や環境保全の取組を進めています。特に五月山については、市民レクリエーションの場としての機能も求められています。また、都市のみどりとして大きな役割を果たしている保存樹木・保存樹林については、所有者等の適正管理を促進する必要があります。 伐採や再造林が適切に行われていない荒廃した山林が増え、土砂崩れなどの災害を未然に防ぐ対策としての森林整備が求められています。 自然環境の多様な機能をいかしながら、官民連携や分野横断型で地域の複数の課題を計画的に解決していくグリーンインフラ事業を推進する必要があります。 本市の自然に関心をもち、もたらうことを目的に「池田の自然展」を開催し、市内で生物調査、自然観察、五月山保全などに取り組む団体の活動紹介などを行っています。生物多様性に関する実態を新たに把握する必要があります。 <p>(脱炭素・循環型社会の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が「2050年カーボンニュートラル」を表明したことも踏まえ、本市としても、脱炭素社会を構築し、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロの実現に向けた取組を進める必要があります。 ごみ焼却施設の更新に向け、広域化や財源として建設地について検討する必要があります。また、焼却灰などの最終処分場の残余容量が少なくなっていることから、より一層ごみ減量化の取組の推進が求められています。


取組の方針	<p>① 環境学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 身近な自然や社会への理解を深め、多様な視点から考えとともに、地域へ主体的に関わり、自ら行動できる人づくりに向け、子どもを中心にあらゆる世代や地域へ環境学習を波及させる取組を進めます。 <p>② みどりの都市環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合的な自然環境・景観の保全と緑化を推進します。 人工林の整備や里山林の整備など計画的な森林整備を進めます。 五月山緑地を含む池田駅周辺を緑化重点地区と定め、五月山緑地などの公園緑地、街路樹、都市型水害への備えとしての雨水貯留・浸透施設の整備や民有地緑化などを計画に位置付け、官民連携によりグリーンインフラ整備を推進します。 生物環境に関する実態調査を継続的に行いながら、生物の生息する豊かな環境を保全し、人々と多様な生物種が共生・共存できる環境整備に努めるとともに、協働の取組のもとで、市内の自然環境や生物多様性について市民が学習できる機会をつくります。 <p>③ 脱炭素・循環型社会の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 2050年二酸化炭素実質排出量ゼロの実現に向け、環境にやさしい設備の設置及び購入費用に対して補助・助成を行うほか、公共施設等への再生可能エネルギー設備の導入を積極的に実施し、再生可能エネルギー由来の電力の使用についても検討します。 ごみの発生抑制と減量化、リユースと再資源化のさらなる普及啓発と推進を図るとともに、ごみの効果的かつ効率的な収集・処理体制を整備します。 3R推進センターにおいては、施設の認知度の向上や地球温暖化防止・資源循環など環境に関する普及啓発のためのイベントなどを開催します。 ごみ処理施設の効率的な維持管理に努めるとともに、関係機関との連携のもと、限りある最終処分場を長期的に活用するため、効率的なごみの中間処理を検討します。
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> 講座やイベントなどの環境学習の機会に参加し、学んだことの実践や周りの人への普及に取り組む。 地域緑化の活動に参加する。 日常生活における省エネルギーの実践や再生可能エネルギー設備の導入に取り組む。 ごみの分別によるリサイクルの推進に努める。 食品ロスの削減や集団回収への参加などを通じて3Rに取り組む。

施策の柱の名称	(1) 価値を高め発信するまちづくり
施策の名称	2 地域特性をいかしたまちづくり
関連するSDGsのゴール	
めざす姿	<p>まちなかと細河地域が響きあい、住む人・訪れる人など誰もがその人らしく輝いて、本市の魅力がたくさんの人の心をつかんでいる。</p>
現状と課題	<p>(まちなかの魅力づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 池田駅周辺及び石橋阪大前駅周辺の2地区において、地域拠点整備や街路の修景を進め、コンパクトシティの推進や駅周辺のにぎわい創出などを図ってきました。駅周辺等のエリア価値向上や新型コロナウイルス感染症を契機とした変化・多様化するニーズへ対応するため、ゆとりある交流・滞在空間の形成とともに、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりが求められています。 池田駅周辺ではマンション建設が進み、人口の増加・集約が見られる一方で、商店街などの商業機能の低下や市街地からの五月山の眺望阻害などの問題も顕在化しています。 <p>(細河地域の活性化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 細河地域では、植木産業の減少や後継者不足に伴って遊休農地が増加し、資材置場などの乱立が地域の景観・環境に悪影響を与えており、これらが地域活力の低下に結びつくといった負のスパイラルが生じていますが、この地域の田園環境は、都市近郊にありながら自然に触れることができる貴重な空間であり、将来にわたって維持し、いかしながら地域活性化につなげていくことが求められています。

取組の方針	<p>① まちなかの魅力づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 池田駅周辺エリアにおいて官民連携のエリアプラットフォームを構築し、まちなかワークショップの推進やエリア価値向上による多様な人材の集積や投資を惹きつけるまちづくりをめざし、イベントなどの社会実験も踏まえたソフト事業と使う側の視点に立ったハード整備を展開します。 市民のまちに対する愛着の醸成とともに、「関係人口」や「活動人口」の増加のほか、エリア価値の向上などにつなげるため、池田駅周辺での官民連携による取組などを参考事例として、石橋阪大前駅周辺等その他の地域におけるまちづくり活動を支援します。 本市のシンボルである五月山の市街地からの眺望の保全や地域特性や歴史文化をいかした良好な景観形成と保全に向け、市独自の景観計画の策定に取り組みとともに啓発活動などを行います。 <p>② 細河地域の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街地調整区域として保たれている景観や環境の維持保全と、新たな活用による地域活性化に向け、農園芸の振興策と官民連携による地域拠点づくりを検討するとともに、資材置場などの乱立抑制や田園環境と調和した生活環境、地域コミュニティの維持・形成に向けたまちづくりに対する支援に努めます。
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> 地域で開催されるワークショップやイベントなどのまちづくり活動に参加する。 良好な生活環境や地域コミュニティが維持・形成されるよう、地域主体のまちづくり活動や地域独自のルールづくりを進める。 地域の景観に関心をもち、景観スポットの発掘や情報発信、景観に配慮した活動を進める。

施策の柱の名称	(1) 価値を高め発信するまちづくり
施策の名称	3 都市活力の維持・活性化
関連するSDGsのゴール	
めざす姿	市内の特色ある多様な産業が受け継がれるとともに、新たな価値を創出しながら、地域に活力をみなぎらせている。
現状と課題	<p>(農園芸の振興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 細河地域の植木産業や市街化区域の野菜栽培において、経営者の高齢化や農地の減少などによって生産量・出荷量とも減少し、農家の安定的な収入の確保が難しい状況にあります。将来的には後継者不足が一段と深刻化すると同時に遊休農地の増加が懸念されています。 ・ 食の安全・安心への関心が高まっているなか、地産地消へ向けた取組を進める必要があります。 <p>(商工業の振興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により市内の経済活動は落ち込み、経営ひっ迫の状況を耐えられている現状です。コロナ禍で通信販売の利用が加速する一方で、実店舗である商店街や個店に求められる魅力や役割について再構築していく必要があります。 ・ 商店街は単なる購買の場ではなく、他者とのふれあいや交流の場としても必要とされています。また、コミュニティ形成の機能にも注目し、商店街の存続を支援していくことが必要です。 ・ 自動車製造業、電子機器部品製造業などの企業や国の先端研究機関である産業技術総合研究所が本市の工業を支える一方、小規模事業者が事業所全体の約7割を占め、工場も散在しています。 ・ 市内事業者が経営継続のための有効な情報を得るべく取得できるよう、商工業団体との連携強化が課題となっています。 <p>(勤労福祉の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 雇用情勢は厳しい状況にあり、とりわけ障がいのある人や高齢者、ひとり親家庭の親、就職氷河期世代を含む就労経験の少ない若者などの就労が困難な状況にあります。 ・ サービス残業や不当解雇など、労働者の権利侵害が問題となっています。 <p>(消費生活の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者を取り巻く環境は、スマートフォンやインターネットの普及に伴って変化し、インターネットやSNSを介した消費者トラブルが増加し、悪徳業者の手法も複雑・多様化しています。 ・ 高齢化が進むなか、詐欺によるトラブルなどが増加しています。

取組の方針	<p>① 農園芸の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 細河地域の農園芸振興に向けて、植木産業や農業、農空間の保全、育成、活用に向けた方針を示し、農福連携事業の仕組み検討やスマート農業の普及に努めるとともに、遊休農地の積極的な活用促進や新たな雇用の創出により、農園芸を軸とした地域振興を図ります。 ・ 都市近郊という立地の良さをいかして、安全・安心かつ良質な市場性の高い減農薬などの農法で栽培された大阪工コ農産物の認証を受けた地元野菜をPRするなど、地産地消を推進するとともに、市街地のみどりとして農地を保全します。 ・ 大阪版認定農業者の認定促進、農業経営計画に係る支援、機械化・ICT化や生産方式、経営管理の合理化など、農業の経営改善と収入の安定化を促進するとともに、就農希望者に対する説明会・講習会の情報提供などにより、後継者や新規就農者の確保・育成を支援します。 <p>② 商工業の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コロナ禍からの回復や新しい生活様式に則した産業活動を支援し、商工業の維持・成長の支援や起業の促進に取り組みむなど地域経済の活性化を進めます。 ・ 実店舗でしか体験できない付加価値を創り出す地元商店の魅力づくりや商店街の存続、そして市内商業の再構築に向けた取組に対する側面的支援を行います。 ・ 先進性や独自性のある企業を育成するほか、いけだピアまるセンターの企業育成室及びコワーキングスペースを活用し、創業の支援と他業種交流の促進を図ります。 ・ 生産施設の高度化と健全経営の支援、また、中小企業を担う人材育成などのため、各種講座や融資制度の充実と情報提供によって制度活用を促進します。 <p>③ 勤労福祉の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワークやとよの地域若者サポートステーションなどの関係機関と連携し、就業機会の増加と雇用促進及び安定を図るとともに、就労情報の提供や就労支援を行います。 ・ しごと相談・支援センターにおける就労支援及び労働相談を充実させ、労働者の権利を擁護します。 <p>④ 消費生活の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者被害の未然防止や拡大防止のため、地域団体と連携した出前講座などによる啓発を行うとともに、専門相談員の研修会や事例研究会などへの参加の機会を増やすことで、相談への対応力の向上を図ります。
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元産の野菜を購入し、地産地消を推進する。 ・ 伝統的植木産業についての知識を深める。 ・ 地域の商店や駅前商店街を利用する。 ・ 障がい者、高齢者、ひとり親家庭の親などの様々な立場で働く人々に対する理解を深める。 ・ 消費生活に関する講座などに参加し、消費者問題の被害者にならないための知識を身に付ける。

施策の柱の名称	(1) 価値を高め発信するまちづくり
施策の名称	4 シティプロモーションの展開
関連するSDGsのゴール	
めざす姿	本市の住みよさや五月山をはじめとする豊かな自然、多様な文化や伝統、そして交通の利便性の高さなどの魅力が広く発信され、市民生活の満足度の向上やまちづくりに関わる人々の増加につながっている。
現状と課題	<p>(いけだの魅力発信とファンの創出)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市は、高速道路網や鉄道、大阪国際空港など交通アクセスに恵まれており、五月山や猪名川をはじめとする豊かな自然や歴史民俗資料館、落語みゆーじあむ、逸翁美術館、小林一三記念館、カッブスロードルミュージアム、大阪池田、ヒューモビリティワールドなど、様々な文化施設、また、池田城跡公園、久安寺などの史跡と言った多くの観光資源があります。このような観光資源をいかした市内全域の回遊の促進や本市のファンになってもらうための仕掛けづくりとともに、これらの魅力の効果的な発信が必要です。 農業・自然体験など、多様な体験型コンテンツを有する事業所が複数あるが、市外に効果的に情報を発信できていません。 代表的な伝統行事である「がんがら火祭り」や地域に根差した「池田市民カーニバル」をいかした集客やまちの活性化が求められています。 広報誌やホームページをはじめ、SNSなど各種情報媒体を通じ、自然、観光、歴史などの魅力や市政情報を積極的に提供していますが、SNSの一層の活用をはじめ、各種情報媒体の特性をいかした情報発信、とりわけ、年代や目的などターゲットのニーズに即した情報発信がより必要とされています。 <p>(観光の推進とイベントなどの促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の魅力を広域的にネットワーク化する広域連携による観光促進も重要であることから、連携を促進するために本市の知名度の向上が求められています。

取組の方針	<p>① いけだの魅力発信とファンの創出</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報誌や各種刊行物の継続的な改善に努め、市政情報を積極的かつ効果的に発信します。また、ホームページや各種 SNS をそれぞれの特性に応じて積極的に活用し、市政情報や本市の魅力を市内外に発信するとともに、マスメディアを活用した PR を積極的に行います。 シティプロモーションの基本となる方向性を定めるとともに、各種媒体のもつ特性を最大限に活用し、子どもや若者、高齢者といった年齢層や外国人、障がい者（児）、子育て世帯などそれぞれの対象者のニーズに合わせた効果的かつ戦略的な情報発信と施策展開を図ります。 <p>② 観光の推進とイベントなどの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内を回遊してもらえよう、アプリの活用や周辺自治体及び企業との連携を図り、広域観光を推進します。 市内観光が社会情勢とともに変化する観光トレンドに対応して成長できるよう、情報収集とともに支援を行います。 池田市観光協会ホームページの多言語表記や他の自治体においてほとんど先例がない取組としてのフードダイバーシティの推進により、インバウンドの誘致を図ります。 池田市観光協会との連携を深めながら、様々な企画やイベントを行い観光の促進を図ります。 池田市観光案内所や大阪池田ガスインフォメーション、そしてホームページや各種 SNS などを活用し、観光情報の発信の強化を図ります。 「かんがら火祭り」などの伝統行事や「池田市民カーニバル」などの地域の活性化に寄与するイベントの開催を支援します。 大阪都心や大阪国際空港によってつながる他都市との近接性・利便性をいかし、さらに世界的企業家等の起業家精神の醸成を図りながら、市内で様々な観光コンテンツを体験できる都市型ワーケーションの展開を進めます。 近隣市町村と連携しながら、空港機能を活用したまちづくりを推進します。
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> イベントや行事などに参加し、地域の交流や活性化を図る。 観光ボランティアガイドなどに参加し、観光客のおもてなしや本市の魅力の発信を行う。 SNSなどで本市の市政情報や魅力を他の人に広める。

(2) 子どもと大人の未来を育てるまちづくり


柱を構成する施策

1. 子ども・子育て支援の充実…………… 24
2. 学校教育の充実…………… 25
3. 生涯学習の推進と郷土愛の醸成…………… 26
4. 文化・芸術・スポーツ活動の推進…………… 27


施策を考える主な背景

安心して子どもを産み育てられる環境を整えるため、子ども・子育て支援サービスの提供や「教育日本一」をめざす特色ある教育に取り組んでおり、今後より一層の充実が期待されています。

また、「人生100年時代」を迎えるとともに、人々の生活や価値観の多様化が進むなか、生涯にわたって学び続けられる機会やスポーツ活動を楽しめる場が必要となっています。

施策の柱の名称	(2) 子どもと大人の未来を育てるまちづくり
施策の名称	1 子ども・子育て支援の充実
関連するSDGsのゴール	
めざす姿	<p>すべての子どもが健やかに、その子らしく生き生きと育ち、子育てする人は安心して子どもを産み育てられる環境で子育てを楽しみ、地域のみんなが子どもが育つよごびを感じている。</p>
現状と課題	<p>(妊娠前から子育て支援体制の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族や地域内での子育ての知識・経験の共有が難しく、周囲に手助けが求めにくい状況があり、子育ての孤立を防ぐことが求められています。 ・ 産前産後の母親や乳児等の交流の機会の拡充が求められています。 <p>(療育・発達支援の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一人ひとりのニーズに合った支援、それぞれのライフステージに応じた支援を行い、その人らしい自立した生活の充実を図ることが求められています。 ・ 重症心身障がい児や医療的ケア児について、身近な地域で通える親子通園の場が求められています。 <p>(子どもを守り、子育てを支える環境づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童家庭相談件数の増加や支援対象世帯の多様化する課題に対応した体制整備が課題となっています。 ・ 18歳までの子どもやひとり親家庭の医療費を助成しています。 ・ 経済状況が不安定で支援を必要とする世帯に、適切な支援を届けるための入口が課題となっています。 ・ 子どもの居場所づくりに係ることも食堂への支援を行うなど、子どもの貧困対策に資する取組を実施しています。 <p>(就学前教育・保育、放課後児童対策の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 池田市内就学前教育について、幼児教育サポートチームによる乳幼児施設の訪問や研修会開催、小学校との円滑な接続の推進を図っています。訪問回数や研修内容の充実などさらなる取組の推進が課題となっています。 ・ 働き方の多様化や幼児教育・保育の無償化に伴い、保育施設入所を希望する世帯が増加しています。これに伴って就学児童の保育需要も増加しており、それぞれの受け皿の確保が課題となっています。

取組の方針	<p>① 妊娠前から子育て支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世帯、とりわけ母子が孤立しないよう、妊娠・出産から子育てへと切れ目のない支援の充実を図るとともに、産前産後の母親の心身の健康の保持増進に努めます。 ・ 父親の子育て参加の機会や子育て仲間と交流できる場の提供に努めるとともに、子育ての関係機関との連携などを通じて、地域子育て支援の推進とネットワーク構築を図ります。 <p>② 療育・発達支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発達に支援が必要な子どもに対し、青年期に至るまで一貫した、支援を行うためのシステムを構築し、各関係機関との連携のもとで、「いけだつなかりシート [Ikedas]」の活用を推進し、専門職による療育・支援を行います。 ・ 児童発達支援センターにおいて、重症心身障がい児・医療的ケア児の受け入れをさらに進めます。また、児童発達支援センターを中核とした地域支援を行うことにより、療育・発達支援の充実を図ります。 <p>③ 子どもを守り、子育てを支える環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待に対応する専門職や職員の体制強化を進め、多様な機関との連携のもと、子どもの命を守ることを第一に虐待の早期発見・早期対応と発生予防施策に努めます。 ・ 18歳までの子どもとひとり親家庭の保険診療に係る医療費の一部を助成することにより、子育て世帯の医療負担の軽減と、子どもの健全な育成と健康保持に努めます。 ・ ひとり親家庭の相談・情報提供機能の充実に努め、制度の周知と利用促進を図ります。 ・ 成長段階に応じた切れ目のない支援を行うとともに、経済的困窮を背景とした、教育や体験の機会喪失や地域社会からの孤立を招くことの無いよう、支援が必要な子どもにも適切な支援が届くよう子どもの貧困対策の取組を推進します。 ・ 子どもの生活や成長を権利として保障する観点から、子ども一人ひとりの現在及び将来を見据えた対策を講じます。 <p>④ 就学前教育・保育、放課後児童対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前教育の充実、幼児教育を推進するため、幼児教育サポートチームによる乳幼児施設への支援体制のさらなる充実を図ります。また、市内小・義務教育学校との連携を推進し、子どもがスムーズに小学校生活へと移行できるように支援します。 ・ 既存施設の認定こども園化や保育施設の整備、放課後児童対策の拡充を図ります。 ・ 保育従事者の確保と適切な育成支援の提供に向けた研修の充実や巡回指導により、保育の質の向上に努めます。
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医をもち、気になることは相談する。 ・ 地域で子育てを応援し、次代の親となる子どもの健やかな育ちを見守る。

施策の柱の名称	(2) 子どもと大人の未来を育てるまちづくり
施策の名称	2 学校教育の充実
関連するSDGsのゴール	
めざす姿	小中一貫の教育システム・教育内容が充実しており、地域に見守られた安全・快適な学校で、児童・生徒が自らの個性や能力を伸ばし、可能性を広げながら成長している。
現状と課題	<p>(教育内容の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 子ども同士のコミュニケーションが不足し、多様な体験を積み重ねる機会が減少しています。新学習指導要領においても、個別最適な学びと協働的な学びが求められています。 ICT機器を効果的に活用した授業研究をおこなうとともに、「確かな学力」の定着を図るため、教員さらなる「授業力」の向上が求められています。 支援を要する子どもや外国にルーツをもつ子どもが増加しています。 社会環境や生活様式の急激な変化により、心の健康、生活習慣病、アレルギー疾患や感染症などの健康問題が深刻化するなか、健康に留意した教育の一層の充実が求められています。 <p>(教育環境の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校舎及び屋内運動場の耐震化については完了しましたが、施設の老朽化が進んでいるため長寿命化計画の方針に基づく施設更新など、必要な部分については、財政状況を考慮しつつ計画的に実施していく必要があります。 教職員の継続的な新規採用と適正配置を計画的に実施していく必要があります。 <p>(学校教育を支える地域づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会の設置が努力義務となっているなか、本市では現在、ほそごう学園に学校運営協議会を設置し、コミュニケーションツールとして運営しています。今後、どのように拡大していくのかを検討する必要があります。 学校・行政・家庭・地域・企業などの複数の主体が連携し、多様な学習機会を提供することが求められています。

取組の方針	<p>① 教育内容の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 全学園による9年間を見通した教育課程の在り方や学習指導について、児童・生徒の発達段階を考慮した教育課程の編成・充実を図ります。また、不登校児童生徒への対応とともに、いじめや虐待の事案などについても適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門家による支援を進めます。 自ら学ぶ意欲を高め、目標を達成するための行動選択や意思決定できる態度やライフスキルを育成するとともに、課題解決的な学習や体験的な学習の充実を図るほか、ICTを活用した授業の指導方法や指導体制の改善によって「個に応じた指導の充実」を図ります。 教育活動全体を通して、健康や文化といった視点をいかにした食育の充実を図ります。 災害や交通安全などに関して、家庭、地域そして関係機関などの連携のもと取組を進めます。 これまでに取り組んできた英語教育の実績を踏まえ、グローバル社会に対応できる国際感覚や豊かな表現力の育成を図ります。 インクルーシブ教育の理念を踏まえた特別支援教育の充実や日本語指導、キャリア教育及び相談支援の充実を図ります。 <p>② 教育環境の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校施設等の長寿命化の方針に基づき、計画的な改修による安全・安心かつ多様な教育ニーズに対応した学校施設の実現を図ります。 ICT環境の充実ははじめ、教職員の資質向上や業務改善をサポートする環境づくりを推進します。 教職員の継続的な採用を計画するとともに、学び続ける教職員を育成するために、教員養成セミナーの開催や様々な課題に対応する力を身につける各種研修を開催します。 学校の安全設備の設置や整備など、学校の実情に応じた学校安全体制を推進するとともに、児童・生徒自らが安全に行動できる力を育成する安全教育を推進します。 <p>③ 学校教育を支える地域づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ほそごう学園で設置している学校運営協議会を他の学園にも拡大し、地域とともにある学校として教育活動を進めていけるよう、協議会からの助言をいかした学校園づくりを行います。
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> 地域の見守り活動や放課後・土曜学習などに取り組む。 一人ひとりの児童・生徒を地域で支え、子どもとのつながりを大切にす。 家庭・学校・地域が一体となって、学校教育を支援する活動に参画する。

施策の柱の名称	(2) 子どもと大人の未来を育てるまちづくり
施策の名称	3 生涯学習の推進と郷土愛の醸成
関連するSDGsのゴール	
めざす姿	<p>市民が生涯を通じて主体的に学び、その成果を地域での活動にいかすことで、「学びと活動の好循環」が生まれるとともに、郷土の歴史や文化への理解を深めることにより、それらを自らの手で守り伝える意識が市民一人ひとりに芽生えている。</p>
現状と課題	<p>(社会教育の振興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「人生100年時代」を迎え、人々の生き方がより多様化していくなかで、生涯にわたって学び続けられる環境づくりが求められています。 ・ 中央公民館では、主催講座をはじめ、各機関との連携講座を実施して、市民の生涯学習機会の充実を図っています。 ・ 図書館に求められるサービスは多様化しており、課題解決に役立つ資料・情報の提供や市民交流の場としての役割が期待されています。 ・ 児童館、水月児童文化センターそして五月山児童文化センターは、特に青少年の健全な自発活動の促進を図るための施設として、指定管理者により民間のノウハウをいかした様々な事業が展開されています。一方で、各施設は老朽化が著しく、社会情勢の変化に合わせた大幅な更新をする必要があります。 <p>(歴史・文化資源の保存・活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重な文化財や伝統行事などの歴史文化遺産が数多く残されており、それらをいかした文化活動や継承活動が行われています。こうした活動をさらに継続・発展させるとともに、市民が心豊かな生活を送るための精神的拠り所となる歴史文化遺産を将来にわたって守り伝えていくためには、地域の人々が自らその保存・活用に積極的に寄与することが求められています。 ・ 人々の生活のなかで積み重ねられてきた歴史・文化の継承に努めるとともに、それらに対する市民の理解と郷土への愛着を深めるため、歴史編さんや歴史民俗資料館における展示・普及活動を行っています。多様な市民の学習や文化活動、相互交流を今後さらに促進するために、施設や展示の機能を時代の変化に応じた形に更新する必要があります。

取組の方針	<p>① 社会教育の振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大学などの教育・研究機関やNP0などの民間団体と連携することで、多様化・高度化する社会や市民のニーズに対応した講座や事業を実施するなど、市民の学習機会のさらなる拡充を図ります。 ・ 公民館を生涯学習や市民交流、そして市民参画を推進する拠点施設と位置づけ、市民のニーズや生活環境の変化に即した講座や講演会を通じて、市民への情報発信などを積極的に行います。また、美術展を継続的に開催し、市民の創作意欲と作品鑑賞を通して文化意識の高揚を図ります。 ・ デジタル資料を活用した図書館機能の充実を図り、高度化する情報社会に対応できる図書館サービスを提供するとともに、池田地域と石橋地域の図書館が連携し、地域住民に役立つ情報の発信や市民が交流できる図書館づくりに取り組めます。 ・ 学習活動や市民交流の拠点となる社会教育施設の在り方の検討を進めるとともに、市民が学習の成果を地域社会に還元することで、持続可能な地域づくりに繋がるよう支援します。 <p>② 歴史・文化資源の保存・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本市の貴重な歴史・文化遺産を保存・継承し、それらの歴史的・文化的価値を広く市民に周知することを通じて、ふるさとの歴史・文化に対する理解を深められるよう、周知方法の拡充や歴史民俗資料館の機能更新を図ります。 ・ 大学などの教育・研究機関と連携しつつ、さまざまな形で市民が自らの地域の歴史・文化に触れる機会を提供することで、地域資源の保存・活用に対する意識向上と文化の継承への主体的な参画を促進します。
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種講座や地域活動などへの参加を通して、人と人とのつながりや生涯学び続ける姿勢を大切にします。 ・ 地域の歴史・文化や歴史文化遺産を知り、守り伝え、発信することを通じて、次の世代に継承する。

施策の柱の名称	(2) 子どもと大人の未来を育てるまちづくり
施策の名称	4 文化・芸術・スポーツ活動の推進
関連するSDGsのゴール	   
めざす姿	市民によるさまざまな文化・芸術・スポーツ活動が本市の新たな魅力や活動を生み出し、それらを通して地域や世代を越えた幅広い交流が生まれている。
現状と課題	<p>(文化・芸術活動の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史と伝統で培われた本市特有の文化を継承するとともに、新たな創造・発展が求められています。 ・ 各種団体により多数の文化イベントが開催され、市民文化会館をはじめとする文化施設では市民による文化活動が盛んに行われています。 ・ 本市には歴史ある文化関係団体が多数存在しますが、ライフスタイルや社会構造の変化から、構成員の高齢化や減少、そして活動内容の固定化が見られます。地域で文化活動を担う人材の育成や多様な市民のニーズに即して事業を展開していくことが求められています。 <p>(スポーツの振興)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もが様々な立場でスポーツと関われる生涯スポーツを推進しており、地域主体で様々なスポーツ・レクリエーション活動が行われて、多世代にわたる人々の交流の場となっています。 ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピックを契機として、若者を中心にニュースポーツやパラスポーツへのニーズ・関心が高まっているものの、現状では、組織化された団体が存在せず、日常的にプレーできる場所や機会も乏しい状況です。

取組の方針	<p>① 文化・芸術活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の文化活動を支援するとともに、文化やスポーツの分野で功績のあった市民へ奨励金を交付します。 ・ 文化振興財団などの関係機関と連携し、より多くの市民が参加できる形で文化・芸術活動が継続的に行われるよう、関係団体への助言や活動を担う人材の育成に努めます。 ・ 文化施設を活用してさまざまな文化事業を実施することで、市民が活動の成果を発表できる場を設けるとともに、人々が文化・芸術に触れることができる機会を提供します。 <p>② スポーツの振興</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰でも気軽に参加できるスポーツ・レクリエーション事業を開催するなど、生涯スポーツを通して市民の健康づくりや生きがいづくりを推進します。 ・ スポーツ施設の整備や維持を図るとともに、さまざまなスポーツに日常的に親しめる環境づくりや新たな指導者の発掘に努めます。
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な文化・スポーツ活動への参加を通じて、幅広い人々と交流を深め、地域活性化に貢献する。 ・ 参加する文化・スポーツ活動やその成果について広く情報発信する。

(3) いきいきと暮らし続けられるまちづくり

柱を構成する施策

1. 人権と多様性を尊重するまちづくり…………… 29
2. 高齢福祉の充実…………… 30
3. 障がい福祉の充実…………… 31
4. 保健・医療の充実…………… 32

施策を考える主な背景

人の多様性に応えて、また、誰一人取り残さない社会の実現に向けて、一人ひとりに丁寧に寄り添う地域社会づくりを進めています。


人口構造の変化が見込まれるなか、公的なサポートが確実に利用できる安心感のある社会とともに、誰かに生活のしづらさが生じた時には、お互いに支え合えるまちをつくることが求められています。

施策の柱の名称	(3) いきいきと暮らし続けられるまちづくり
施策の名称	1 人権と多様性を尊重するまちづくり
関連するSDGsのゴール	
めざす姿	人権文化の高まりのもと、誰もが住み慣れた地域で心豊かに生活し、地域社会の一員として、その人らしく輝いている。
現状と課題	<p>(人権文化の醸成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーションツールとしてのSNSの浸透などに伴って差別事象も多様化しており、誰もが被害者にも加害者にもなり得る可能性が拡大しているため、新たな法規制を含めた対応が求められています。 <p>(男女共同参画の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会のあらゆる分野において、依然として男女共同参画は十分ではなく、コロナ禍においては女性の貧困やドメスティック・バイオレンスの増加という形で、顕著に表れています。この原因となっている固定的な性別役割分担意識や社会の仕組みを解消・改善していくことが求められており、女性に対して意思決定過程への積極的な参画を促すエンパワーメントや政策決定過程への女性の積極登用といったポジティブアクションを進めていく必要があります。 <p>(多文化共生社会づくり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国籍や文化的背景などにかかわらず、すべての市民が社会の対等な構成員として共に暮らすダイバーシティ社会の形成が進むなか、本市の外国人住民の人口も増加しています。外国人住民の生活上のサポートや地域市民との交流、相互理解のための取組が求められています。 <p>(包括的な支援体制の構築)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複合的・複雑で対応が困難なケースも増加していることに加え、経済的な困難や社会的孤立が急増しており、多機関が連携した包括的な支援が必要となっています。また、社会から孤立した人や支援を拒否する人へのアプローチが課題となっています。 ・ 全国的な自殺者数の増加を受けて、地域活動支援センターと協力して自殺防止・予防のための啓発などを行っています。自殺の原因は多様であることから、多機関が連携した包括的な支援体制の構築が求められています。また、市民の誰もが自殺対策に関する正しい知識やその重要性を理解し、自殺防止の適切な対応ができるよう、情報提供や啓発を進めることが求められています。

取組の方針	<p>① 人権文化の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性についての正しい知識について継続的な広報・教育・啓発活動を行います。 ・ 講演会や講座、啓発冊子の配布と合わせて、インターネットなどの多様なツールを活用した啓発を充実させます。 ・ 人権擁護推進協議会や企業人権啓発推進員協議会などの関連機関や人権擁護委員との連携を図り、啓発や人権相談の充実に取り組みます。 <p>② 男女共同参画の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業や官公庁における、管理職や政策決定の場への女性の積極登用を推進します。 ・ 配偶者などからの暴力の防止と被害者保護のための施策の強化を図ります。 ・ 主に女性に関わる相談事業を実施するとともに、性別などを問わない相談事業も含めたマイノリティへのサポートの推進を図ります。 <p>③ 多文化共生社会づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域とともに暮らす外国人市民が安心して快適に生活できるよう、多言語による相談や日本語教室の実施などの支援を行うとともに、外国人市民と地域の市民が交流できる場所をつくり、相互理解の促進に努めます。また、多文化共生に取り組み団体や外国人市民と地域の市民との協働による事業を支援します。 ・ 国際的な視野を広げ、関心を高めるため、姉妹都市ロンドン市(オーストラリア)、友好都市蘇州市(中国)との交流を継続するほか、国際協力について市民に学ぶ機会を提供します。 <p>④ 包括的な支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における生活課題に関する相談を、多機関の協働のもとで包括的に受け止め、支援する体制を整備します。 ・ 生活困難者と生活保護受給者の個々の生活状況を把握し、経済的自立に向けた支援や子どもへの就学支援などを切れ目なく一体的に行います。 ・ 自殺対策に関する理解を広げるため、広報紙やホームページなどのメディアを活用した啓発活動を行うとともに、自殺対策を支える人材やゲートキーパーを養成します。
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権に関する講演会やイベントに参加する。 ・ 地域による支えあいの取組に参加する。 ・ 外国人市民と日本人市民との交流会に参加する。 ・ 自殺対策を支える人材やゲートキーパーの養成の取組に参加する。

施策の柱の名称	(3) いきいきと暮らし続けられるまちづくり
施策の名称	2 高齢福祉の充実
関連するSDGsのゴール	  
めざす姿	いくつになっても住み慣れた地域でいきいきと活動でき、介護等が必要になった時には、包括的・継続的な支援体制がつくる安心のもとでサービスを利用し、自分らしい生活を継続できる。
現状と課題	<p>(元氣高齢者の応援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病や認知症等の発症・重症化を予防する取組と生活機能の低下を防止するための取組を一体的に実施する必要があります。 高齢者のフレイル状態の予防が課題となっています。 団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年には、高齢者数は33,000人を超え高齢化率は36.1%になると推計されています。高齢者向けの介護予防教室などを実施していますが、身近な場所で身近な人とのつながり・交流をもてるような地域としての自主的な活動の促進が課題となっています。 <p>(地域包括ケアシステムの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の困りごとについて、適切なサービスや機関へつながる仕組みの構築を進めている一方で、地域包括支援センターへの相談件数の増加、支援の長期化などにより、きめ細かな支援の維持・継続が課題となっています。 「老老介護」や「認知介護」の増加のほか、介護離職の増加も見込まれており、その対応が求められています。 医療と介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができよう、在宅医療と介護を一体的に受けられることができる体制づくりの重要性が高まっています。 <p>(介護保険制度の適正運用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住み慣れた地域で自立した生活をおくることができるよう、地域の実情や高齢者のニーズに応じたサービス提供基盤の充実に努めています。 サービス提供者に対する指導・監督などを必要に応じて実施しています。 サービスの質を維持・向上させるためにはサービス従事者の確保も重要です。 <p>(認知症対策の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症の人やその家族が地域の住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けるために、認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進に向けた啓発が重要です。 認知症になってもできる限り住み慣れた地域で安全に暮らし続けていくための取組が必要です。

取組の方針	<p>① 元氣高齢者の応援</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民の主体的な健康づくりを支援するため、地域の団体や保健・医療・福祉の各関係機関と連携した活動を推進し、生活習慣病や認知症等の発症・重症化を予防し、市民の健康寿命の延伸を図ります。 介護予防に関する基本的な知識の普及啓発や運動・栄養・口腔・生活機能全般に関する指導を行います。 健康への関心を高めることにより社会参加を促し、地域のつながり・交流を深める。 地域において市民全体の介護予防活動の継続・促進を図るため、地域の介護予防活動に取組む組織を支援します。 <p>② 地域包括ケアシステムの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 在宅介護を行う家族の負担を軽減するため、各種サービスの利用を促進し、家族介護者のレスパイトケアを充実させます。 地域包括支援センターの機能強化を図るため、担当圏域や人員体制、業務内容などを総合的に見直すとともに、包括的支援体制の充実をめざし、医療・介護・福祉の関係機関や団体などとの連携をコーディネートし、ネットワーク機能の拡充を図ります。 <p>③ 介護保険制度の適正運用</p> <ul style="list-style-type: none"> 制度やサービスなどに関する情報提供・相談体制を充実させるとともに、サービスの質の向上に向けて、給付の適正化やサービス提供事業者に対する指導・助言の強化、介護従事者に対する研修の充実などを行います。 介護保険給付の適正化を図るため、ケアプラン点検を実施します。 <p>④ 認知症対策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 認知症とその家族を支える認知症サポーターを養成し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進します。 市立池田病院や池田市医師会、かかりつけ医と連携し、認知症の早期発見・早期対応に取り組みます。 地域住民の認知症への理解を深めるとともに、認知症高齢者の見守り・支え合い体制を強化し、認知症になっても誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりに取り組めます。
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> 身近な場所で身近な人との交流をもつことができる地域の活動へ参加する。 地域で困っている人がいたら、適切な機関に支援をつなぐ。 認知症に対して正しい知識をもち、当事者や家族の状況を理解する。

施策の柱の名称	(3) いきいきと暮らし続けられるまちづくり
施策の名称	3 障がい福祉の充実
関連するSDGsのゴール	
めざす姿	障がいに伴う介助や介護等の必要に応じてサービスを利用して、差別やバリアのない住み慣れた地域で、自分らしく生活・社会参画ができる。
現状と課題	<p>(生活支援サービスの充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者（児）とその家族が地域社会のなかで、安心して暮らし、自立した生活を送ることができるよう、障がい福祉サービス等の給付を行い、福祉の増進に努めています。また、重度の身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者の医療費を助成しています。 障がいの重度化や本人・家族の高齢化、親なきあとに備える体制づくりが課題となっています。 <p>(社会参加の拡大)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会参加などの目的で外出する際に、障がい者が安心して外出できるよう外出支援サービスの充実を行います。障がい者の社会参加の促進に努めています。 障がい者の特性や能力に応じて地域社会のなかで役割を担う地域共生社会の実現に向けた取組が必要です。 <p>(雇用の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者の雇用の促進と働きやすい職場づくりを進めるため、関係機関と連携しながら、就労支援体制の確立に努めています。 障がい者の就労に向けての就労支援施策の充実のために、障がい者の就職や職業能力の習得、向上、就職後の安定就労など、相談支援体制づくりが必要です。

取組の方針	<p>① 生活支援サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者（児）とその家族が地域社会で安心して暮らし、自立した生活を送ることができるよう、ライフステージや障がいの状況、ニーズに応じた福祉サービスの充実を図ります。 重度障がい者の健康の保持のため、重度の障がい者と難病患者の保険診療に係る医療費の一部を助成します。 <p>② 社会参加の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> 若年層の障がい者の就労の場の確保、就労を継続するためのサポート体制の確立に取り組みます。 成人期においても、生活機能の維持・向上を図るためのリハビリテーションを継続し、障がいの重度化を予防することで、地域で自立した生活が送れるよう支援します。 障がいへの正しい理解の普及や差別の解消に向けた啓発に取り組みます。 <p>③ 雇用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者就労支援事業所等の受注機会の拡大を図るため、障害者優先調達推進法に基づき、物品等の調達に努めます。 ハローワークと連携し、障がい者の雇用機会の拡大に努めます。
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> 多様な障がいについて理解を深める。 障がいのある人もない人もお互いを尊重する。

施策の柱の名称	(3) いきいきと暮らし続けられるまちづくり
施策の名称	4 保健・医療の充実
関連するSDGsのゴール	  
めざす姿	<p>すべての市民が健康に関心をもち、自ら健康づくりに取り組んでいて、診療所や病院が機能に即して適切に利用され、地域の医療体制が保たれている。</p>
現状と課題	<p>(健康づくりの推進と生活習慣病の予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康への関心は非常に高いが、運動不足と感じている人が多く、運動習慣のある人は少ない傾向にあります。特に高齢者では、加齢に伴う心身の機能低下（フレイル）が問題となっています。市民の健康づくりに対する意識の向上や生活習慣病の予防、さらに地域医療体制の重要性が増しています。 ライフステージに応じた健康情報の提供方法や情報を取捨選択できるサポートが必要です。 各種がん検診受診率は、全国・大阪府平均より低い状況が続いています。 <p>(地域医療体制の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立池田病院では、病床利用率が80%を超え、地域の診療所からの紹介率も70%を超えるなど、市域全体で高まる医療ニーズに対して一定の成果をあげていますが、かかりつけ医や近隣病院などとのさらなる機能分担及び連携強化を図る必要があります。 地域医療構想の実現に資するよう「公立・公的医療機関等でなければ担えない機能」の強化・充実が必要となっています。 急速な高齢化や生活習慣病の増加、また、少子化における出産や子育て支援など、求められる医療が変化していくなか、必要とする医療サービスが適切に受けられるよう、医療体制の充実が求められています。 <p>(医療保険制度の安定的運営)</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療費は増加傾向にあるため、医療保険制度の安定的な運営には、さらなる医療費適正化が求められ、予防・健康づくりの取組の着実な推進及び保険料収納率の向上が必要です。 国民皆保険を堅持していくため、医療保険制度の一元化が必要です。 <p>(感染症対策の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染予防、重症化予防、まん延防止のため、定期予防接種及び新たな感染症に対する臨時の予防接種を速やかに実施すること、その体制づくりが求められています。

取組の方針	<p>① 健康づくりの推進と生活習慣病の予防</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の発症及び重症化の予防に重点をおいた保健事業の充実を図るとともに、健康の維持管理に対する意識の啓発に努めます。 特定健診・特定保健指導、各種がん検診の個別勧奨通知など、受診率向上に向けた取組を行います。 「健康いけだ21」の周知を図り、健康づくりの意識づけを行います。 運動教室や各種がん検診等の情報を、様々な媒体を活用し、効果的に発信します。 <p>② 地域医療体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 市立池田病院において、救急医療、小児医療及び周産期医療などのいわゆる政策医療が安心して受けられる医療体制、また、求められる医療需要に対応した専門外来機能を充実させます。 より良い休日診療体制の構築に向けて、三師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会）との連携の強化に努めます。 市域のみならず、豊能二次医療圏における各診療所との連携強化に努めます。 病院間のさらなる機能分担の進展に努めるとともに、各種専門機能をもつ病院や近隣の高度医療機関との連携強化を図ります。 市立池田病院の安定的経営基盤づくりを進めます。 <p>③ 医療保険制度の安定的運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民皆保険を安定的に運営していくために、健診結果や医療しそプートのデータ分析による疾病構造や地域の健康課題の把握に努めるとともに、保健事業のさらなる充実により、健康寿命の延伸と医療費の適正化を図ります。 保険料収納率の向上のため、口座振替の促進、コンビニ納付やキャッシュレス決済の拡充に努めるとともに、個々の状況に応じた納付相談の実施、滞納者の実態把握と徴収強化に努めます。 <p>④ 感染症対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期予防接種を実施し、予防接種で防ぐことのできる疾病の予防、まん延防止に努めます。 予防接種の勧奨通知や近隣市との賞書締結などにより接種率の向上を図ります。 保健所と連携して注意喚起を行います。
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> 健康を保つために、それぞれのライフステージに応じた健康づくりに取り組む。 がん検診や特定健診等を受診し、生活習慣病予防に取り組む。 かかりつけ医をもち、適切に診療を受ける。



(4) 快適さを実感できる安全・安心なまちづくり

柱を構成する施策







1. 「危機への備え」の充実 …………… 34
2. 快適な住宅・住環境づくり…………… 35
3. 道路・公共交通の充実…………… 36
4. 上下水道の充実…………… 37

施策を考える主な背景



大規模な自然災害が頻発しており、また、今後も南海トラフ地震などによる大きな被害が予測・懸念される状況があります。このようななか、市民の生活の快適さを守っていくために、都市基盤と社会システムの両面から安全・安心なまちづくりが必要となっています。

施策の柱の名称	(4) 快適さを実感できる安全・安心なまちづくり
施策の名称	1 「危機への備え」の充実
関連するSDGsのゴール	   
めざす姿	「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもと、市民・事業者・行政の協働の体制において、常日頃から災害などへの備えができています。
現状と課題	<p>(地域の防犯・防災力の向上)</p> <ul style="list-style-type: none"> 附属池田小学校で発生した無差別殺傷事件から20年が経過し、これからも、池田警察署や防犯委員会及び各関係機関と協力関係を築き上げるとともに、安全パトロール、防犯カメラの設置などの継続した対策により、本市の安全安心を貫く必要があります。 過去の災害を教訓に、ハザードマップやマイタイムラインなどを更新し、市民に分かりやすく周知するとともに、理解を深める必要があります。 市民の防災に対する意識が向上し自主防災組織が年々増えているものの、未組織の地域も存在しており、全地域での設置を促進する必要があります。 住宅用火災警報器の市内での設置率が2021年4月時点で83%にとどまっています。 <p>(都市防災機能の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各地で大規模な災害の発生が懸念されるなか、河川整備や土砂災害対策、耐震対策などのハード整備とともに、避難施設の機能や避難体制などのソフト面の充実も進める必要があります。 <p>(消防・救急体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の防災拠点となる消防庁舎及び消防団施設の老朽化が進行しています。また、有事に備えるために、消防車両や資機材の更新や保守点検を、適切に進める必要があります。 全国的に消防団の加入率が低下するなかで、今後は、定員を満たせない状況が見込まれます。 救急需要の増加に伴い、他市からの救急受援件数が増加しています。 搬送患者に適切な処置を施せるよう、継続した救急救命士の育成とスキルアップのための教育が必要です。


取組の方針	<p>① 地域の防犯・防災力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民や地域団体などと連携し、凶悪犯罪から児童・生徒を守るセーフティーキーパー事業の継続などにより、安全で安心なまちづくりを進めます。また、自主防災組織と消防団の連携を図り、地域住民とともに地域全体の防災力を高めます。 防災行政無線、緊急速報メール、SNSなどの情報伝達手段により、緊急情報を確実に住民に伝える体制を整備します。また、住民が災害の危険性を事前に把握できるように、被害想定の見直しなどに応じ、洪水ハザードマップなどを改訂し、周知します。 住宅防火対策として、高齢者宅の訪問及び防火指導並びに防火診断を継続して行い、一般家庭に対しても放火への対策などの指導によって防火・防災意識の啓発を行うとともに、住宅用火災警報器の積極的な設置促進を図ります。 <p>② 都市防災機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎等の管理施設や避難施設の耐震化、老朽化対策や環境整備及び災害時の電源確保等を維持・推進するとともに、災害発生時においても、実効性のある業務継続体制を確保するため、職員に対する教育や訓練などを行い、また、適宜、業務継続計画（BCP）や各種マニュアルの見直しを行います。 被災時への備えとして、関係機関と連携して要配慮者への支援体制を構築するとともに、応援・受援体制の整備を進めます。 施設構造物、建築物などの耐震化・不燃化を通じて、災害に強いまちづくりを推進するために、補助制度の情報などを広報誌やホームページなどにより発信します。 国や大阪府に対して、土砂災害対策である土石流対策や急傾斜地対策や浸水対策である治水対策の推進を要望します。 流域治水の考え方にに基づき、河川からの洪水や内水氾濫による浸水対策として水処理施設の機能強化や耐水化対策を検討するとともに、集中豪雨などによる内水氾濫による浸水被害を軽減するための雨水貯留施設の整備を推進します。 <p>③ 消防・救急体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防体制の充実に向け、防災拠点となる消防庁舎及び消防団施設や適正な人員確保の在り方についての検討を進めます。 消防車両、消防・救急・救助各資機材及び個人装備を計画的に整備・更新します。 指令業務の共同運用により、相互応援体制の強化及び大規模災害時の対応能力の向上を図ります。 常時、救急4隊を運用することで他市からの救急受援件数を抑制します。
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> 「自らの命は自らが守る」という意識のもと、自宅の災害リスクととるべき行動を確認し、災害時の避難行動を考える。 地震などの大規模な災害に備え、住宅等の耐震化、不燃化対策や住宅防火対策及び放火対策に努める。 通常時・災害時の消防団の活動への理解を深めるとともに、地域防災の要である消防団へ協力する。 救急車を適正に利用する。

施策の柱の名称	(4) 快適さを実感できる安全・安心なまちづくり
施策の名称	2 快適な住宅・住環境づくり
関連するSDGsのゴール	     
めざす姿	多様な住宅ニーズに対応できる良質で安全な住宅・住環境が形成・更新されていて、快適な住生活・地域生活の環境が保たれている。
現状と課題	<p>(良好な住宅ストックの供給促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公営、民営合わせて潤沢に住宅が供給されていますが、古い賃貸住宅では空き戸数が目立っています。 ・ 市営住宅ストックの老朽化や入居者の高齢化が進んでいることから、高齢者の生活に対応した住宅ストックを確保するための建替えや改善が必要です。 ・ 高齢者世帯や母子世帯など、住宅に困窮している市民に対応するためには、公営住宅の供給だけでなく、民間賃貸住宅の活用が必要です。 <p>・ 既成市街地を中心に木造老朽住宅が密集する地域では、都市防災や居住環境などの観点から、安全・安心で良好な住環境の整備のほか、住宅整備に関しても環境問題への配慮が求められています。</p> <p>(空き家の適正管理と利活用の促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2018年実施の住宅・土地統計調査において、本市の空き家の数は6,660戸、空き家率は12.5%となっており、今後の人口減少や高齢者世帯の増加に伴う空き家のさらなる増加が懸念されています。 <p>(公園・緑地の利活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公園や緑地には、環境の改善、防災性の向上、そしてにぎわいの創出などのさまざまな役割が求められ、また、市内の各施設の老朽化も進んでいることから、その整備にあたっては、地域住民のニーズの反映とともに、機能分担や統廃合による集約化を図るなど、計画的な事業の展開が必要です。 ・ 頻発化する大規模災害の影響による公園樹の倒木の被害を防止するため、適切な管理が必要です。 <p>(快適環境の保全)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内の環境を監視するために、大気、水質、騒音、振動の状況について継続的に測定を行っています。これまでの取組により確保した衛生的な生活環境を維持するために、害虫対策をはじめとする公衆衛生対策を継続する必要があります。 ・ 本市の南部には大阪国際空港が位置していることから、周辺地域における騒音対策が必要で、 ・ 葬儀施設の老朽化が進んでいます。また、家族葬及び直葬といった葬儀の形態が増加傾向にあります。

取組の方針	<p>① 良好な住宅ストックの供給促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期的な視点に基づいた市営住宅の管理や維持保全を行い、住宅ストックの建物の安全性の向上やバリアフリー化を推進します。また、社会情勢の変化、住宅困窮者の状況を踏まえ、市営住宅の目標管理戸数の見直しを継続して行うとともに、住宅関係機関と連携し、良質な公的住宅の供給に努めます。 ・ 民間賃貸住宅市場において、高齢者や障がいのある人、低額所得者、子育て世帯、外国人等の住宅確保要配慮者が安心して住まいを確保できるよう、不動産事業者などと連携して、住宅セーフティネットの充実に取り組めます。 ・ 建築基準法の遵守など適切な行政指導を行うほか公的助成や優遇税制により、住宅のバリアフリー化、耐震化、省エネ化、そして長期優良住宅の建設を促進します。 <p>② 空き家の適正管理と利活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家の適正管理を促進するための指導や意識啓発を行います。また、空家等対策に取り組み関係団体や民間事業者などとの連携のもとで、空き家の所有者等を対象とした利活用に関する情報提供や活用意向の掘り起こしを行うほか、老朽危険空き家の除却を促進します。 <p>③ 公園・緑地の利活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民のニーズを反映し、都市公園の機能や配置の再編、未着手の都市計画公園緑地の必要性などを踏まえながら、公園緑地の統廃合も視野に入れた公園緑地整備を推進します。 ・ 指定管理制度に加えて設置管理許可制度を積極的に活用するなど、公園管理を民間事業者に委託することで、公園の適切な管理に努めながらコストの縮減と市民サービスの向上を図ります。 <p>④ 快適環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大気、水質、騒音、振動、その他の有害物質についての環境監視の継続のほか、まちの景観美化や不法簡易屋外広告物の除去などを行います。 ・ 公衆便所の維持管理、害虫駆除、飼犬登録、狂犬病の発生及びまん延防止並びに飼犬の適正飼養、野良猫の不妊・去勢手術に対する助成など、公衆衛生の保全に努めます。 ・ 葬祭場の運営にあたっては、家族葬及び直葬の増加に伴う葬儀の多様化に対応するとともに、葬儀施設については、計画的に修繕や改修等を進めます。
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティの担い手として、地域の居住魅力の向上に努める。 ・ 空き家に関する知識を深め、市が推進する空家等対策を認識し、その推進に協力する。 ・ 危険害虫の知識と適切な駆除方法を習得する。

施策の柱の名称	(4) 快適さを実感できる安全・安心なまちづくり
施策の名称	3 道路・公共交通の充実
関連するSDGsのゴール	  
めざす姿	人と環境にやさしいユニバーサルな道路・交通体系が様々な都市施設間を便利に結んでおり、誰もが安心して快適に移動できる。
現状と課題	<p>(道路整備と維持保全)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市の骨格を形成し地域の軸となる都市計画道路、市民生活と密着した生活道路の整備を進め、また、阪神高速道路池田線や新名神高速道路によって、近郊都市へのアクセス改善も進んでいます。都市軸の重要な役割を担う都市計画道路や周辺道路の整備を進め、円滑な通行と防災空間の確保に努めています。 ・ 道路網を形成するための重要な役割を担っている本市の橋梁については、現在、約40%が建設後50年を経過しており、2038年には90%を超える見込みとなっています。今後は、安全性を確保しつつ、コスト削減を図りながら、計画的な補修を行っていく必要があります。 <p>(公共交通体系の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者の事故やながらスマホによる自転車と歩行者の事故が増加しています。 ・ 駅周辺の放置自転車や違法駐車は指導啓発や移動を行うことで改善されています。 ・ 公共交通機関の利用者の減少による、公共交通ネットワークの縮小が懸念されています。 ・ 公共交通機関の各種施設や駅道駅において、バリアフリー化が十分とは言えない状況です。 <p>(交通安全対策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府下の交通事故件数は減少傾向にあるものの各地で通学路等の重大事故が多発していることから、本市においても継続的な点検と早期の対策を実施していく必要があります。

取組の方針	<p>① 道路整備と維持保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重点的および優先的に整備すべき路線を抽出し、国や大阪府、近隣市と連携を図りながら計画的な道路整備と適切な管理を推進します。 ・ 駅周辺については環境や景観に配慮した道路整備を行うとともに、生活道路については地域のニーズに沿った維持補修を行い、道幅の狭い箇所については助成制度による狭あい道路の解消に努めます。 ・ 道路橋梁や歩道橋については、劣化の進行状況に加え、緊急交通路や避難路の指定の有無、5年毎の定期点検の結果を基に計画を見直しながら、耐震化や長寿命化のための補修を進めていきます。 <p>② 公共交通体系の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行者や自転車に配慮した道路空間の再配分を行います。 ・ 公共交通の補完、近距離の自動車利用の代替手段として自転車の積極的な活用を推進します。 ・ すべての人が安心して快適に移動できるよう、バリアフリー基本構想を見直し、公共交通機関の各種施設や駅周辺道路などについて、ユニバーサルデザインに配慮した整備を行います。 ・ 「池田市地域公共交通計画」に基づき、公共交通に係わる実証実験などを通じて、地域の特性に応じた交通の在り方を示し、交通ネットワークの充実を図ります。 <p>③ 交通安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路や未就学児のお散歩コースなどについて、「池田市子供の移動経路交通安全プログラム」に基づき、道路管理者、警察、学校園、PTAなどと危険箇所を抽出するとともに、歩道の改良、グリーンパベル、道路標示などの交通安全施設の整備を行い、安全な通行を確保します。
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分たちの道路に愛着をもち、沿道の美化活動に参加する。 ・ 公共交通の重要性を理解し、積極的に利用する。 ・ 交差点のルールやマナーの向上に努める。

施策の柱の名称	(4) 快適さを実感できる安全・安心なまちづくり
施策の名称	4 上下水道の充実
関連するSDGsのゴール	
めざす姿	安全な水道水の安定供給と、下水処理による公衆衛生・公共用水域の水質保全・浸水防除が保たれ、次世代につながる健全な水循環が実現している。
現状と課題	<p>(安全で安定した水の供給)</p> <ul style="list-style-type: none"> 更新時期を迎えた施設や設備、老朽化した管路の更新を行うとともに、基幹施設の耐震化を実施しています。 猪名川、余野川の2水源に加え、危機管理体制の充実のため大阪広域水道企業団からの受水を行い、複数水源を確保しています。 安全な水道水を供給するため、水質基準の自己検査項目を拡充し、安定した水質を確保しています。 持続可能な府域水道事業の構築に向け、府域一水道の検討がなされています。 <p>(下水道施設の更新・維持・保全)</p> <ul style="list-style-type: none"> 下水道計画区域内普及率は100%に達し、水洗化と公共用水域の水質保全が確保されています(一部未整備地区があるため汚水整備の普及率は99.9%)。 下水道施設は整備後50年以上が経過し、公衆衛生、水質保全及び良好な水環境の確保をする上で、老朽化対策・耐震化が課題となっています。 <p>(公営企業としての健全経営の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設や設備更新にかかる費用の増加及び節水意識の定着による水道料金・下水道使用料収入の減が見込まれるため、経営の健全化に向けて検討を行い、事業の効率化、組織体制の見直しを図っています。 中長期的な観点から経営の健全化を実現するため、「池田市上下水道事業経営戦略」に基づき事業を実施し、さらなる経営健全化に取り組みんでいます。 災害時等においても上下水道サービスを確保するために「池田市上下水道BCP」に基づき、毎年訓練を実施し、進捗管理・拡充をしています。

取組の方針	<p>① 安全で安定した水の供給</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の被害を最小限に抑えるため、避難所等重要給水施設への管路更新を優先します。 中長期的な水需要の動向にあわせた事業を計画的に実施します。 水源の維持(猪名川、余野川、大阪広域水道企業団水)とともに、水質管理体制を強化します。 「池田市上下水道BCP」に基づき地震や漏水、水道管事故、感染症への対応など、非常時のサービス水準を向上させます。また、近隣市町との連携体制の充実を図ります。 <p>② 下水道施設の更新・維持・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> 公衆衛生の確保のため下水道施設の老朽化対策及び耐震化対策を進めます。 公共用水域の水質保全のため、安定した放流水質の維持に努めるとともに、下水処理の再構築の検討を継続し、最新技術の導入によりさらなる省エネ、省コスト化及び温室効果ガスの低減をめざします。 「池田市上下水道BCP」に基づき地震、浸水、感染症への対応など、非常時のサービス水準を向上させます。また、近隣市町の下水道管理者や流域下水道管理者との連携体制の充実を図ります。 <p>③ 公営企業としての健全経営の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営の合理化に努め、財政基盤の強化を図り、中長期的な観点で水需要の動向を踏まえた健全な事業運営に努めます。 施設整備にかかる財源を確保するとともに、組織体制の強化、人材確保などを図ります。 財政運営上必要な資金を確保するために、受益者負担の原則、世代間負担の公平性の観点を踏まえながら、適切な水道料金・下水道使用料の在り方について適宜見直しを図ります。 将来の府域一水道を見据えた上で、近隣市との連携について検討し、本市における最適な事業運営の在り方について検討します。
市民の取組	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道に対する理解を深め、水資源を大切にすることを意識をもつ。 漏水や浸水などを意識し、日ごろから非常時に備える。 上下水道サポーター一会議や施設見学会、出前講座、アンケート調査などに参加する。 下水道の仕組みを理解し、家庭や店舗などにおける排水について意識をもつ。

3. 計画の推進

3. 1 まちづくりの進め方

施策ごとの取組を進めるにあたっては、行政だけではなく、市民や事業者とともに、「誰一人取り残さない」という SDGs の理念を基本としながら、市民は日々の生活や地域活動のなかで、事業者はそれぞれの社会経済活動のなかで、本市をより住みやすく魅力あるまちにするために取り組んでいくことが大切です。

また、行政は、市民や事業者が活躍できる場やその仕組みを整えながら、多様な活動を結び付け、支援するとともに、行政サービスの継続的な提供やその前提となる安定的な都市経営を図る必要があります。

このように、市民や事業者、そして行政がともに力を合わせてまちの将来像を実現するために、すべての施策において意識すべき「まちづくりの進め方」として、「SDGs の推進」、「みんなで取り組むまちづくり」そして「持続可能な都市経営」の3つの視点をもって、まちづくりを推進します。

(1) SDGs の推進

SDGs が、2030 年までの達成をめざして掲げられている国際目標であることを踏まえて、この基本計画の期間中（2023 年度～2027 年度）には、本市が果たすべき基礎自治体としての役割を明確にした上で、市民や事業者とともに、誰一人取り残さないまちを確立する必要があります。

そのために、この計画に基づく各施策を推進することによって、関連する SDGs の達成につなげるとともに、市民や事業者への SDGs の理念の普及に努めます。

また、SDGsの17のゴールや169のターゲットを、分野を越えた様々な主体との共通言語として活用することで、ともに課題解決や地域の活性化を進めます。そうすることで、環境・社会・経済を統合的に捉えて取り組み、これらの3側面が互いに犠牲になることなく、むしろさらに成長できるよう取組の実践を重ねていきます。

(2) みんなで取り組むまちづくり

まちの将来像を実現するためには、行政の取組だけではなく、各施策の「市民の取組」の記載のように、市民のまちづくりへの参画が欠かせません。一方で、少子高齢化の進行や生活様式の変化、そして価値観の多様化などに伴って、このような人々や団体同士のつながりにも変化が見られます。

このようななか、これからの時代にふさわしい形で、まちづくりの原動力である人々のつながりを豊かにしていきます。また、そのための共通の指針となるこの計画の浸透に取り組みます。

まちづくりの活動への支援とつながりづくり

まちづくりの担い手は、行政はもとより、自治会・町内会や地域コミュニティ推進協議会といった地域住民による組織、NPOなどの特定の目的や関心をもつ人々による組織、企業やその他団体、そして個人と多岐にわたります。

また、多様化する地域課題への対応にあたっては、行政が全市域を一律に対応するのみではなく、その地域や分野に応じた取組が効果的です。

よって、このような人々や団体が、それぞれの得意分野をいかしながら、主体的に課題を解決できる環境づくりに取り組み、その活動を支援していきます。

また、まちづくりに取り組む人々や団体、そして行政が、それぞれの特性をお互いに理解し、補い合いながらその力を発揮できるように、行政は、多様な主体とつながり、その輪をさらに広げる役割を果たし、みんなの連携を促進するとともに、多様化する社会課題の解決につなげます。

情報の収集・発信と多様な主体のまちづくりへの参画の促進

行政と多様な主体が円滑につながりながらまちづくりを進め、また、新たに参画する人々や団体を増やすためには、地域の課題や取組の状況などの情報を、お互いに共有することが大切です。

そこで、行政情報の公開や提供だけでなく、市民活動などを含めたまちづくりに関する幅広い情報を収集し、発信することで、必要な人が、必要なときに、必要な情報を分かりやすい形で得られる環境づくりに取り組みます。

(3) 持続可能な都市経営

少子高齢化や公共施設等の老朽化への対策は避けられない課題であり、これらが本市の財政運営へ与える影響は、将来的にはますます大きなものとなっていく見込みとなっています。加えて、今後は、時代の激しい移り変わりに伴って、行政需要が大きく変化していくことも想定されます。

このようななか、持続可能なまちづくりを進めるためには、安定した財政基盤の確立だけでなく、この計画に基づく各施策を進めるな

かで、本市の魅力や活力の向上を図り、まちの発展や財源の確保につながる事が重要です。また、行政サービスやその根拠となる制度の設計に際しては、「将来世代の立場から見ても有益か」といった視点ももちながら、ハード・ソフトの両面から、良質な資本を残していくことで、これからもずっと住みやすいまちをつくりまします。

効果的かつ効率的な行財政運営の推進

急激な時代の変化や新たな行政需要に応えつつ、行政サービスの水準を維持し、さらに向上させていくために、先端技術の活用によるサービスの効果的な提供や業務の効率化などを進めます。また、あらゆる分野における滞納の解消や手数料・使用料の適正化を図ることとともに、新たな歳入の確保に努めます。そして、社会課題に即してこれらに柔軟に対応できる体制づくりを進めます。

人材育成と働きやすい環境づくりの推進

社会課題の複雑化や多様化が進むなか、これらに柔軟に対応できる職員の育成や時代の変化や多様な生活スタイルに応じた働き方を推進するとともに、一人ひとりがやりがいをもって働き続けられる環境づくりを進めます。

公共施設等のマネジメントの推進

今後、多くの公共施設等が更新時期を迎えることとなることから、その整備や保全、そして再編にあたっては、利用状況や必要となるコストに加えて、将来的なニーズや財政状況なども踏まえた適正配置を進めるとともに、効率的な保全と有効活用に取り組みまします。

広域行政の推進

市民の生活や社会経済活動が、日常的に市域を越えて行われているなか、災害対策をはじめとする広域的な課題に対しては、市域内におけるつながりだけではなく、近隣市町や他の地域との連携も有効であることから、共通課題の解決や広域化に伴うスケールメリットをいかした行政サービスの向上や効率化を図ります。

3. 2 評価に基づく進行管理

まちの将来像を実現するために、本市を取り巻く状況を踏まえながら、施策の展開状況を的確に評価して、その進行を管理していく必要があります。

そのために、各施策においては、「まちの将来像の実現に向けて、事業が効果的に展開されているか」、また、「まちの将来像により近づくために何が必要になるか」といった視点で取組を評価するとともに、その評価に基づいて、施策ごとの事業展開を見直す、という PDCA サイクルを基本として、各施策の進捗の管理やその効果の検証を行います。

施策の評価

各施策において、取組の概要を明らかにするとともに、市民生活にどのような効果があり、また、どのような課題が残されているのかを把握するために、毎年度、事業単位での振り返りを行うことで、施策を評価します。

そして、その結果は、翌年度以降の施策展開に向けた方向性の調整や既存事業の改廃、そして新規事業の立案などに反映することで、その後の効果的な市政運営につなげるとともに、結果を公表し、各施策の成果や課題を市民や事業者と共有します。

市民アンケート

前期基本計画に基づく5年間のまちづくりに関する市民の満足度や施策の今後の重要度、そしてこの計画の浸透状況などを把握するために、後期基本計画の策定にあたっては、市民アンケートを実施し、後期基本計画での5年間における施策展開の方向性の参考とします。

池田市総合計画審議会による評価

施策の評価や市民アンケートで得られた結果を踏まえて、池田市総合計画審議会において前期基本計画の達成度評価を行い、その結果を後期基本計画の策定にいかします。

3. 3 施策の重点化

まちの将来像の実現に向けては、すべての施策に対してふんだんに人材や財源を投入することが近道ではありますが、この計画の期間よりもさらに先の将来世代へ負担を残さないためにも、限られた人材や財源を、重点的に取り組むべき施策へ配分していく必要があります。

毎年度の施策展開にあたっては、この基本計画に示す5年間の方針のもと、施策の評価の結果の振り返りを行います。また、国や大阪府における諸制度の変更や緊急対応を要する事態の発生などの本市を取り巻く社会状況も踏まえながら、重点的に取り組むべきテーマを設定し、総合的な視点から必要となる事業の選択を行います。

令和4年4月19日

池田市長 瀧澤 智子 様

池田市総合計画審議会
会長 中川 幾郎

第7次池田市総合計画について（答申）

令和3年4月5日付池政策発第1号により本審議会に諮問された標記について、別冊「第7次池田市総合計画（案）」のとおり答申いたします。

なお、本計画に基づく各施策の推進にあたり、特に留意いただきたいと思料する事項について、以下付帯意見を申し添えますので、宜しくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

(1) 市民からの意見の反映について

本計画の策定に当たっては、市民意識調査をはじめとして、計画素案に対するパブリックコメント手続やキャッチフレーズ募集を実施するなど、まちづくりに関わる市民の声を直接反映させることを大切にしてきた。計画策定後も、市民の思いを丁寧に汲み取りながら、各種の取組を推進されたい。また、寄せられた意見等のうち、総合計画の性質上、各種計画や事業等に委ねざるを得なかったものについても、漏れなく今後の市政運営に活用する姿勢を期待する。

(2) 計画を実現するための組織体制について

本計画は、池田市の最高規範である「池田市みんなで作るまちの基本条例」の中で、「執行機関等は、総合計画に基づき、総合的かつ計画的な市政運営に努めなければならない」と規定されるように、市政運営において最も重要な指針である。本計画の推進に当たっては、職員全体への着実な浸透を図るとともに、各種の取組の進行管理を徹底するなど、めざすまちの将来像の実現に資する組織体制づくりに努められたい。

(3) 持続可能な市政運営に向けた取組について

本計画は、新型コロナウイルスの拡大をはじめとする激動の時代に策定される。池田市を取り巻く環境、社会情勢は大きなうねりの中にあり、今後の市政運営は「想定外」の連続となるものと思料する。このような状況において、本計画のすべての施策において意識すべきものと位置付けた「まちづくりの進め方」に関しては、単なる標語として掲げるに留めるのではなく、SDGsの達成をはじめとする持続可能な市政運営の屋台骨として真に機能させられたい。そのために、市民をはじめとする多様な主体との協働や自治体デジタル・トランスフォーメーションといった中核的な取組を具体的かつ戦略的に推進されたい。

以上